

**高根沢町 子ども・子育て支援事業計画書
(案)**

平成 26 年 12 月

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	3
1 統計にみる高根沢町の状況	3
(1) 人口.....	3
(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態》	7
(3) 転入転出の状況《社会動態》	8
(4) 保育所の状況.....	9
(5) 幼稚園の状況.....	10
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要.....	11
(1) 調査概要.....	11
(2) 就学前児童調査結果概要	12
(3) 小学校児童調査結果概要	20
3 現状からみた課題と今後の方向性.....	24
(1) 調査結果からみた課題.....	24
(2) 次世代計画の達成状況.....	26
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の基本的視点.....	29
3 施策の体系	30
4 子ども・子育て支援新制度に基づく対応	31
(1) 前提条件.....	31
(2) 教育・保育提供区域の設定	32
第4章 施策の展開	33
1 地域における子育て・子育て（親育ち）の支援【基本目標1】	33
(1) 現状と課題	33
(2) 教育・保育サービスの充実〔基本施策1〕	34
(3) 地域における子育て支援サービスの充実〔基本施策2〕	38
(4) 子育て支援のネットワークづくり〔基本施策3〕	40
(5) 地域の居場所づくり〔基本施策4〕	41
(6) 次世代の親の育成〔基本施策5〕	42
(7) 学校等における教育環境の整備〔基本施策6〕	42
(8) 家庭や地域の教育力の向上〔基本施策7〕	43
2 母子の健康の確保と増進【基本目標2】	44
(1) 現状と課題	44
(2) 子どもと母親の健康確保〔基本施策8〕	45
(3) 食育の推進〔基本施策9〕	47
(4) 不妊に対する支援〔基本施策10〕	47
3 子育てしやすい生活環境や職場環境の整備【基本目標3】	48

(1) 現状と課題	48
(2) 子育てにやさしい居住環境の整備〔基本施策 11〕	49
(3) 安心して外出できる環境の整備〔基本施策 12〕	49
(4) 子どもの安全確保〔基本施策 13〕	49
(5) 仕事と子育ての両立の促進〔基本施策 14〕	50
4 援護を必要とする子どもと子育て家庭への支援【基本目標 4】	52
(1) 現状と課題	52
(2) 児童虐待防止対策と支援〔基本施策 15〕	53
(3) 障がい児と家族への支援〔基本施策 16〕	54
(4) ひとり親家庭の自立支援〔基本施策 17〕	54
(5) 子育て家庭への経済的支援〔基本施策 18〕	56
第 5 章 推進体制.....	57
1 計画の推進に向けて	57
2 計画の評価・検証.....	57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化の問題は、社会のサステナビリティ（持続可能性）を揺るがしかねない課題としてその深刻さの度合いを増しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められてきました。

そして、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす、という考え方で、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

高根沢町では、平成22年3月に「次世代育成支援対策高根沢町地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、以下に示す3つの基本理念を掲げ、様々な施策を推進してきました。

次世代育成支援対策高根沢町地域行動計画（後期行動計画）で掲げられた3つの基本理念

1 子どもの人権が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めるとともに、貴重な体験学習や世代間交流を通して豊かな心や体の育成に取り組んでいきます。

2 親も、毎日の子育てを通して親自身が成長していきます。そのためには、すべての親が、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、サービスを受ける機会」及び「学習の機会」を誰もが受けられるよう支援していきます。

また、次世代の親となる若い男女が子どもを生み育てたいと思えるよう、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさやおもしろさを経験することができるよう支援します。

3 すべての家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で子育てを支えていきます。子育て家庭が抱える不安や負担の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てのできる地域と、そのためのネットワークを地域全体で推進していきます。

しかしながら、高根沢町でも進行しつつある少子化や世帯規模の縮小、その一方で増える教育・保育のニーズといった、子ども・子育てを取り巻く環境の変化は、子育て世帯のみならず地域社会全体で取り組んでいかなければならない問題となっています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「次世代育成支援対策高根沢町地域行動計画（後期行動計画）」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「高根沢町地域経営計画 2006 ー合言葉は『手間、暇かけて』ー」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高根沢町子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、町民等の意見をふまえて検討を行い、高根沢町を主体として策定しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計にみる高根沢町の状況

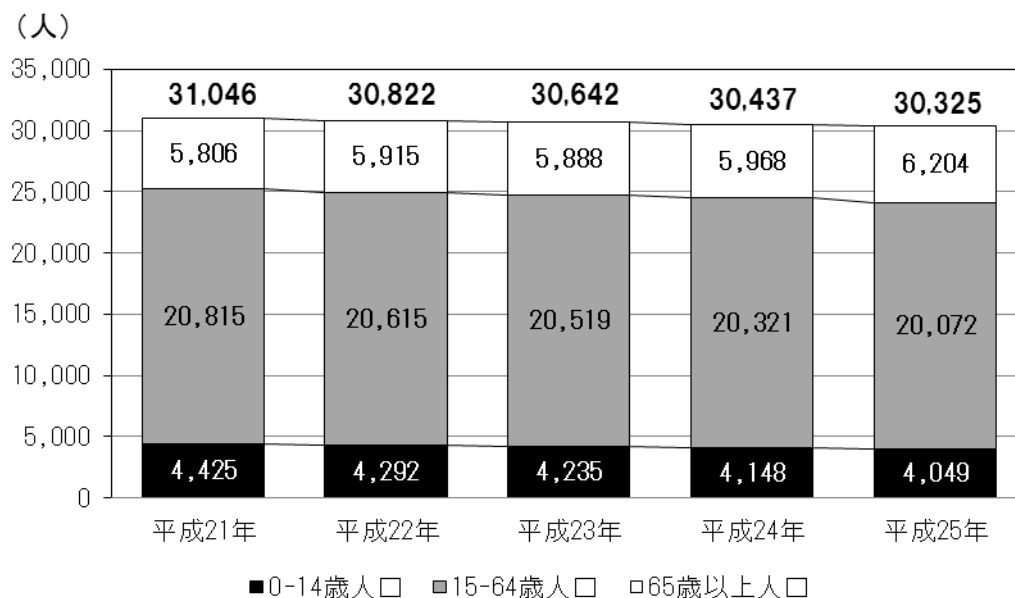
(1)人口

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移¹

平成21年から平成25年までの高根沢町の総人口の推移をみると、一貫して年々減少する傾向にあります。

年齢3区分別では、0～14歳の年少人口、および15～64歳の生産年齢人口はいずれも毎年減少する傾向が続いています。

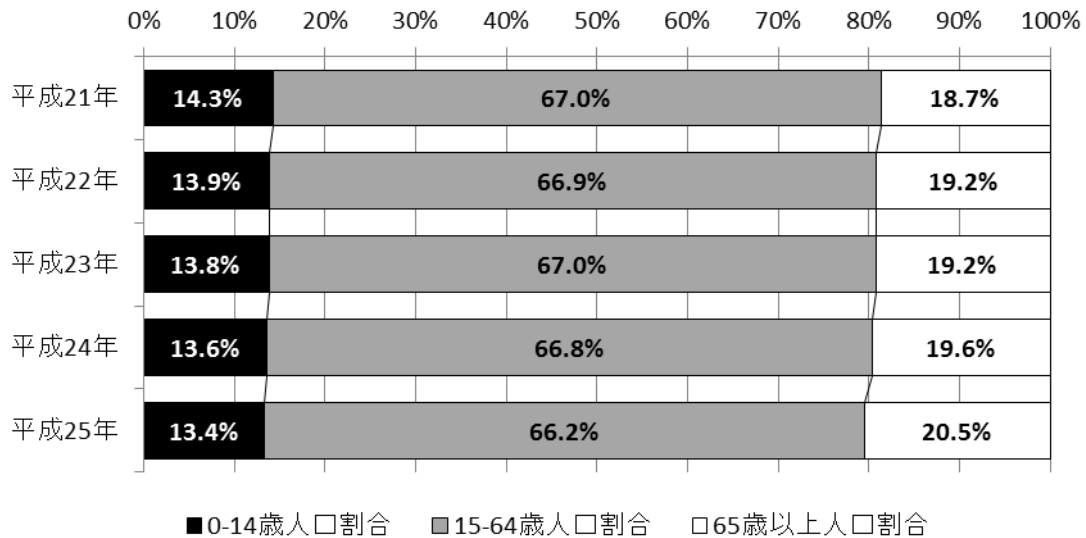
これに対して、65歳以上の高齢者人口は総人口が減少する中でも増加する傾向にあります。平成23年にはいったん減少しましたが、平成24年以降はまた増加に転じています。



¹ 各年とも4月1日時点のデータ。P4～P6も同様。

② 年齢3区分別人口割合の推移

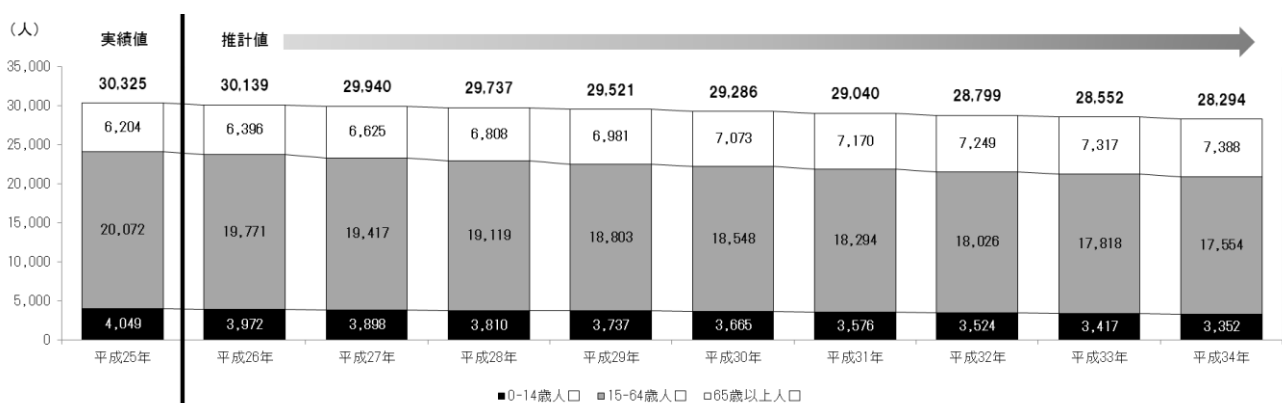
年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、平成21年から平成25年にかけて減少する傾向が続いき、平成21年では14.3%あった割合が平成25年には13.4%と0.9%減少しています。また、15～64歳の生産年齢人口割合も概ね減少傾向にあり、平成21年で67.0%あった割合が平成25年には66.2%と0.8%減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向が続き、平成21年では18.7%だった割合が平成25年には20.5%と1.8%増加しています。



③ 年齢3区分別人口推移の推計値²

平成26年から平成31年までの人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成31年には29,040人になると予測されています。

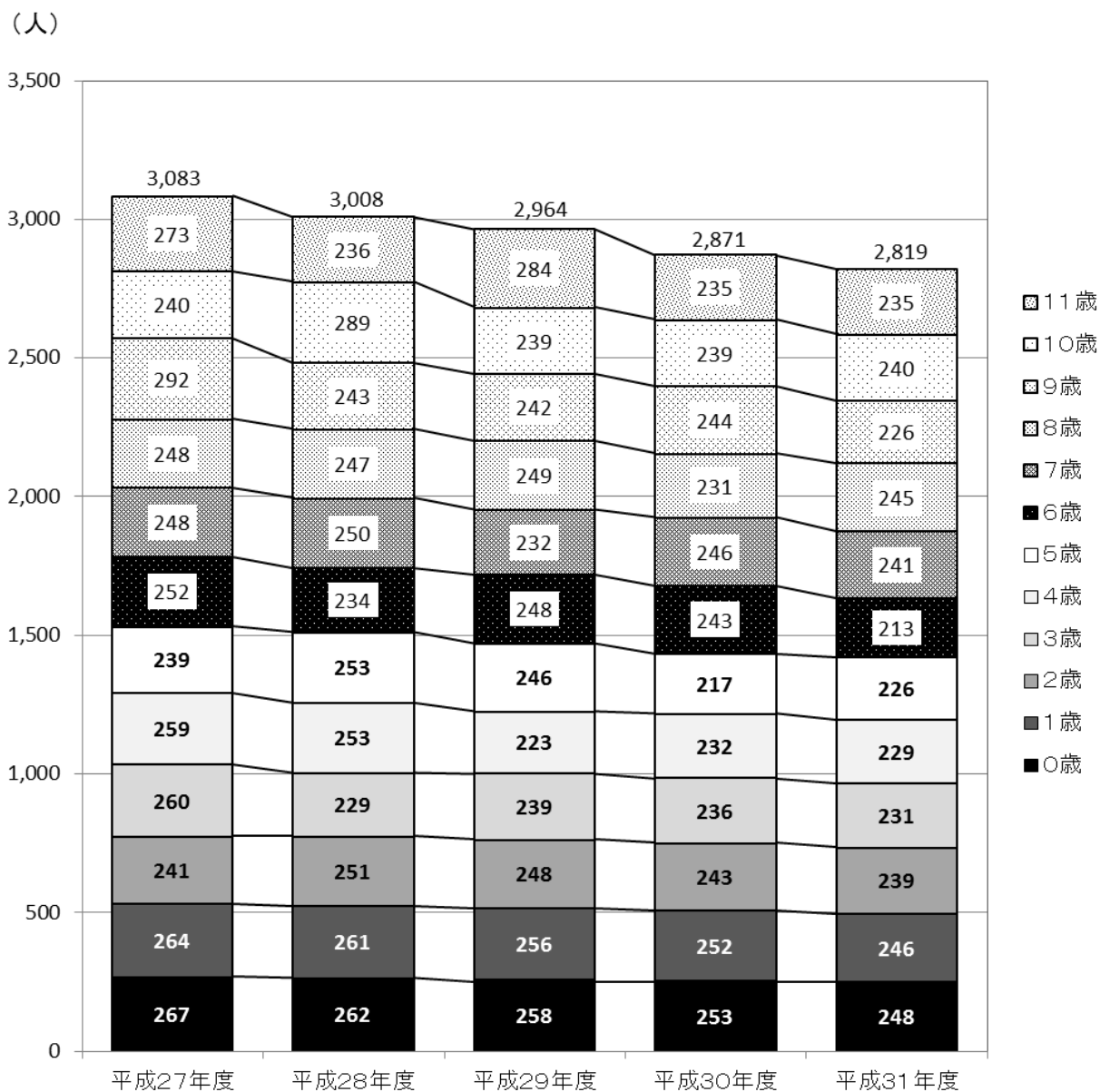
年齢3区分別では、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は減少する傾向が続くと予測されているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が予測されており、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。



² コーホート変化率法により推計した予測値。

④ 0歳～11歳児童人口推移の推計値

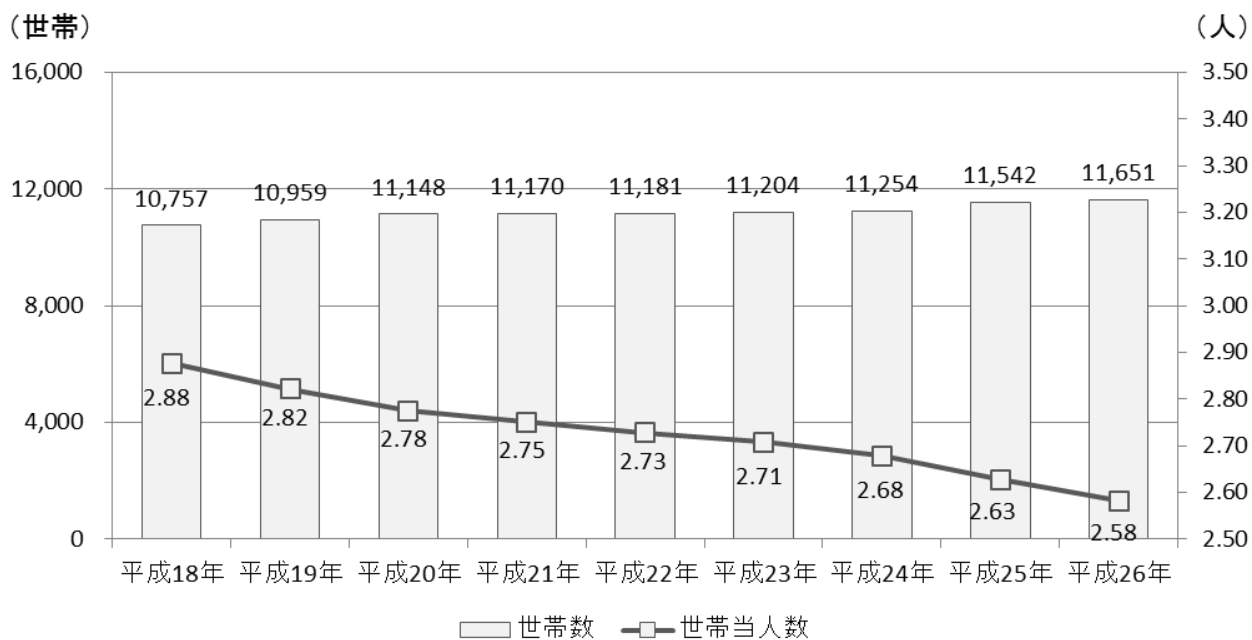
0歳～11歳の児童人口推移の推計値をみると、平成27年の3,083人から平成31年には2,819人と、264人減少すると予測されています。これは、僅か5年で児童人口が1割近く減少してしまうという予測であり、かなり顕著な減少幅といわなければならないでしょう。



⑤ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

平成18年以降でも世帯数は一貫して増加を続けていますが、その一方で1世帯あたりの人員は減少する傾向が続いています。

このことは、高根沢町における核家族化の進行と単独世帯の増加を意味しています。



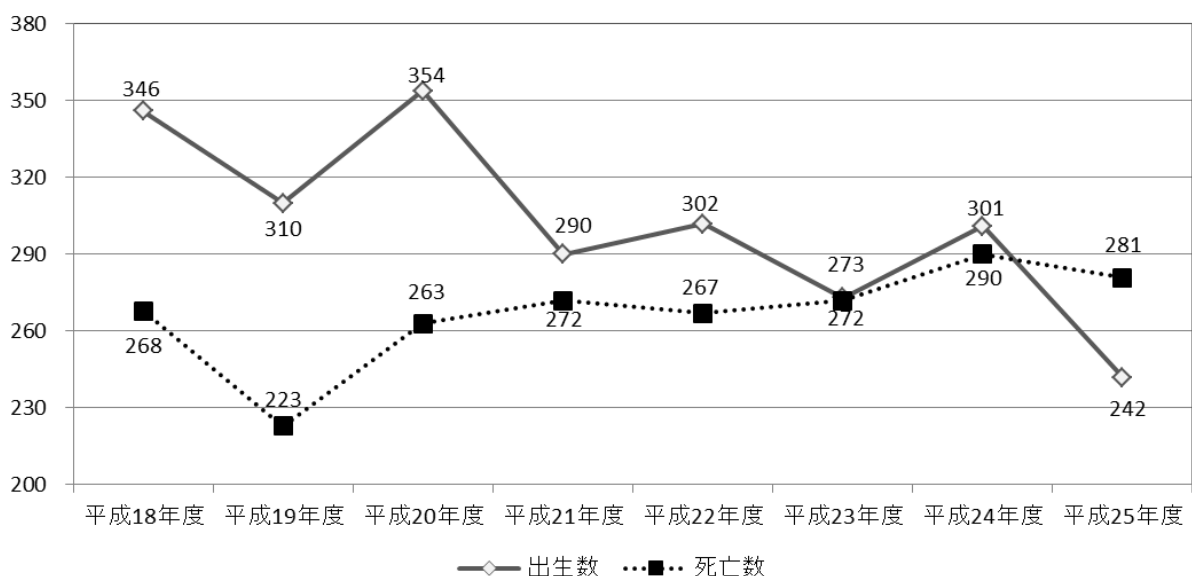
(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態》³

平成18年度から平成25年度までの自然動態をみると、平成24年度までは出生数が死亡数を上回る自然増の傾向となっていました。平成25年度は死亡数が出生数を上回りました。

出生数については、年々増減を繰り返しながらも、中長期的には減少傾向にあることがわかります。平成25年度では242人と、最も多かった平成20年度の354人と比べると、112人少なくなっています。

一方、死亡数については、中長期的には、ゆるやかに増加する傾向にあるとみてとれます。平成25年度は281人と前年度を9人下回りましたが、最も少なかった平成19年度の223人と比べると、58人多くなっています。

(人)



※各年とも10月1日時点のデータ

年度	出生数	死亡数	自然増減 (出生－死亡)	人口	人口の増減 (対前年)
平成18年度	346	268	78	30,985	70
平成19年度	310	223	87	31,047	62
平成20年度	354	263	91	30,867	-180
平成21年度	290	272	18	30,674	-193
平成22年度	302	267	35	30,542	-132
平成23年度	273	272	1	30,301	-241
平成24年度	301	290	11	30,375	74
平成25年度	242	281	-39	30,204	-171

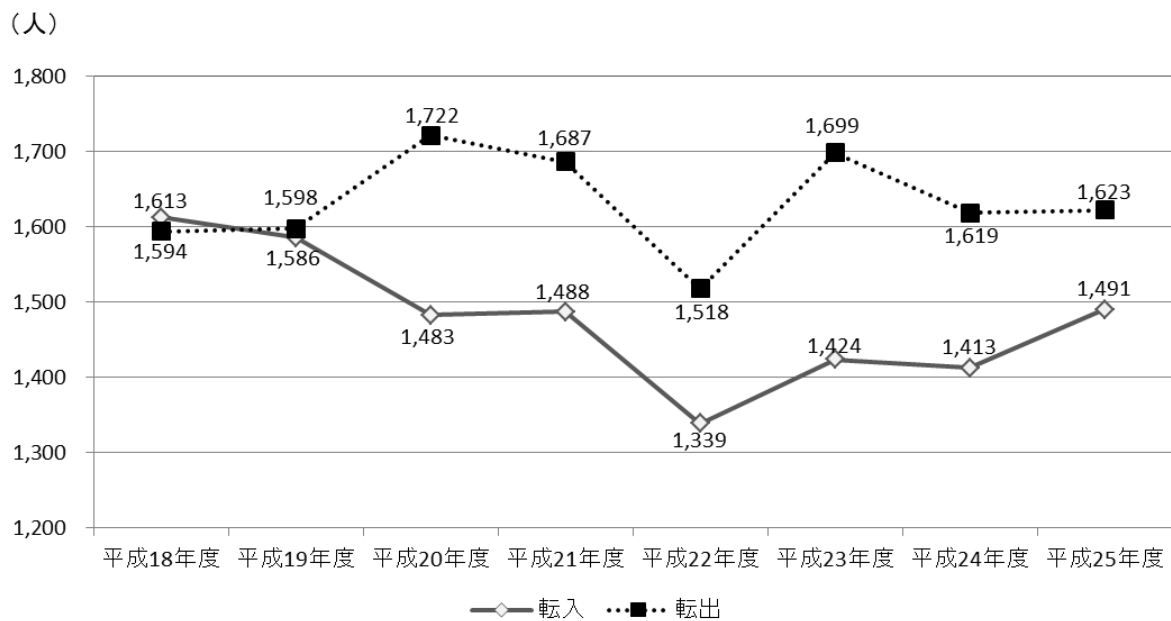
※各年とも10月1日時点のデータ

³ 自然動態：出生・死亡による人口増減のこと。

(3) 転入転出の状況《社会動態》⁴

平成18年度から平成25年度までの高根沢町の社会動態をみると、転出、転入ともに増減を繰り返していますが、平成19年度以降は一貫して転出者数が転入者数を上回り、社会減の状態が続いています。

転入者数は平成22年度の1,339人を底に増加傾向に転じているとみなすことができますが、それでも転出者数を上回るには至っていません。一方、転出者数は平成23年度以降減少傾向にあるとみなすことはできますが、依然1,600人台に高止まりしている状態が続いています。



※各年とも10月1日時点のデータ

年度	転入	転出	社会増減 (転入者－転出者)	人口	転出入割合※
平成18年度	1,613	1,594	19	30,985	0.06%
平成19年度	1,586	1,598	-12	31,047	-0.04%
平成20年度	1,483	1,722	-239	30,867	-0.77%
平成21年度	1,488	1,687	-199	30,674	-0.65%
平成22年度	1,339	1,518	-179	30,542	-0.59%
平成23年度	1,424	1,699	-275	30,301	-0.91%
平成24年度	1,413	1,619	-206	30,375	-0.68%
平成25年度	1,491	1,623	-132	30,204	-0.44%

※転出入割合＝社会増減÷人口×100

※各年とも10月1日時点のデータ

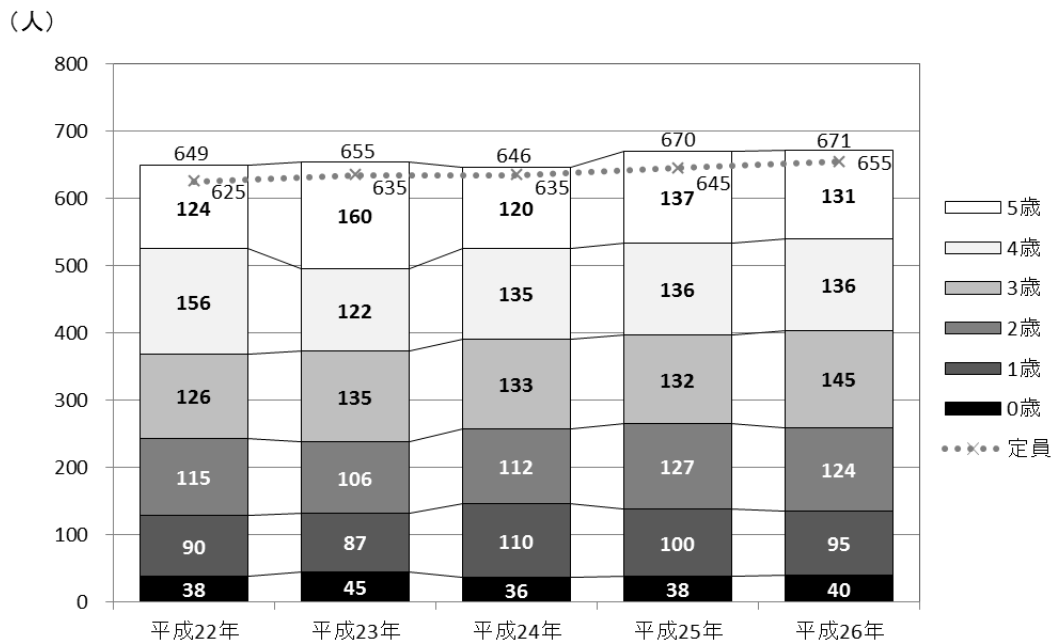
⁴ 社会動態：転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

(4) 保育所の状況

平成26年4月1日現在、高根沢町内には7件の認可保育所がありますが、入所者数は平成24年まで650人前後の横ばい傾向が続いていましたが、平成25年は670人、平成26年は671人と微増しています。

入所定員はほぼ毎年増やされていますが、過去5年間ではいずれの年も入所者数が定員を上回っています。

保育所への年齢別入所児童数

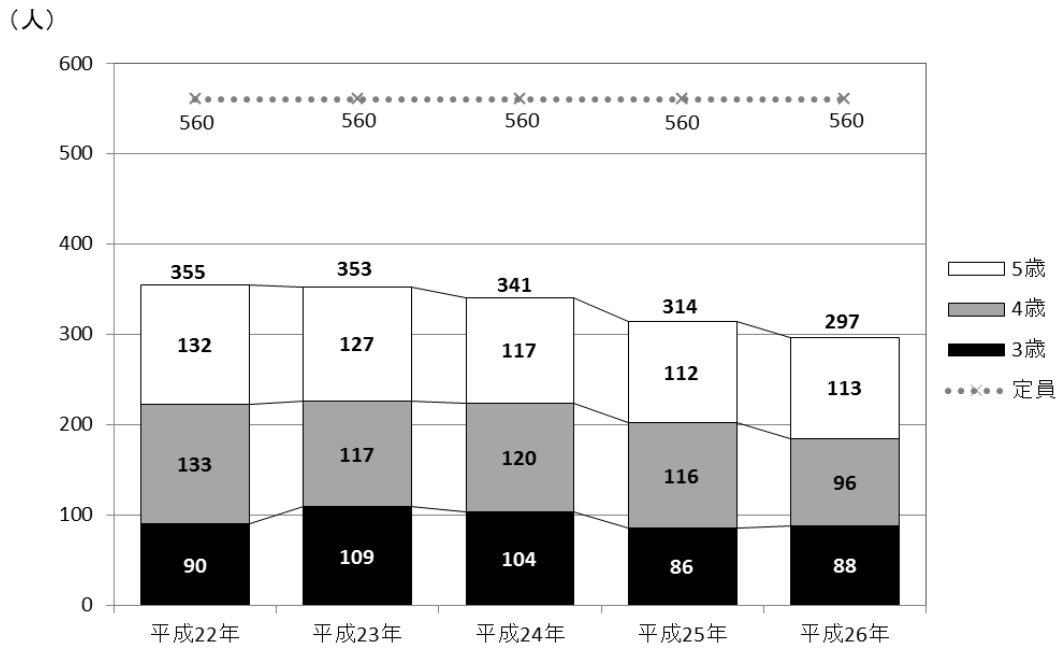


※各年とも5月1日時点のデータ

(5) 幼稚園の状況

平成26年4月1日現在、高根沢町内には2件の幼稚園がありますが、入園者数は平成22年以降毎年減少する傾向が続いています。平成22年に355人いた入園者数は平成26年には297人まで減少しています。この間、定員は常に560人としていましたが、入園者数は常時200人以上定員を下回っています。

幼稚園への年齢別入園児童数



※各年とも5月1日時点のデータ

2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

【調査方法】

	1. 就学前児童調査	2. 小学校児童調査
(1) 調査対象者	町内在住の就学前の児童から 無作為抽出	町内在住の小学校の児童から 無作為抽出
(2) 調査対象者数	900 件	600 件
(3) 調査方法	郵送による配布・回収	
(4) 調査実施期間	平成 25 年 12 月 17 日（火）～平成 26 年 1 月 14 日（火） ※ただし、1 月 17 日（金）到着分まで集計に反映	

【回収状況】

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	900 件	475 件	52.7%
2. 小学校児童調査	600 件	314 件	52.3%
合 計	1,500 件	789 件	52.6%

【調査項目】

1. 就学前児童調査
1. お子さんご家族の状況について 2. 子どもの育ちをめぐる環境について 3. 保護者の就労状況について 4. お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について 5. お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について 6. お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育の利用希望について 7. お子さんの病気の際の対応について 8. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について 9. 5歳以上のお子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方について 10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について 11. 子育て全般について
2. 小学校児童調査
1. お子さんご家族の状況について 2. 子どもの育ちをめぐる環境について 3. 保護者の就労状況について 4. お子さんの放課後の過ごし方について 5. お子さんの病気の際の対応について 6. お子さんの宿泊をともなう一時預かり等の利用について 7. 子育て全般について

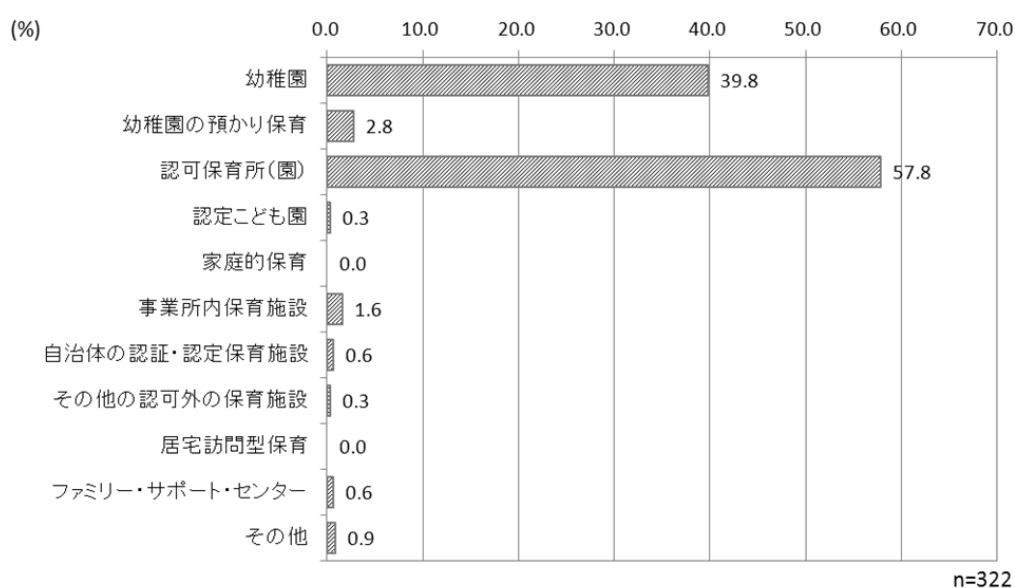
(2) 就学前児童調査結果概要

① 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況と今後の利用意向

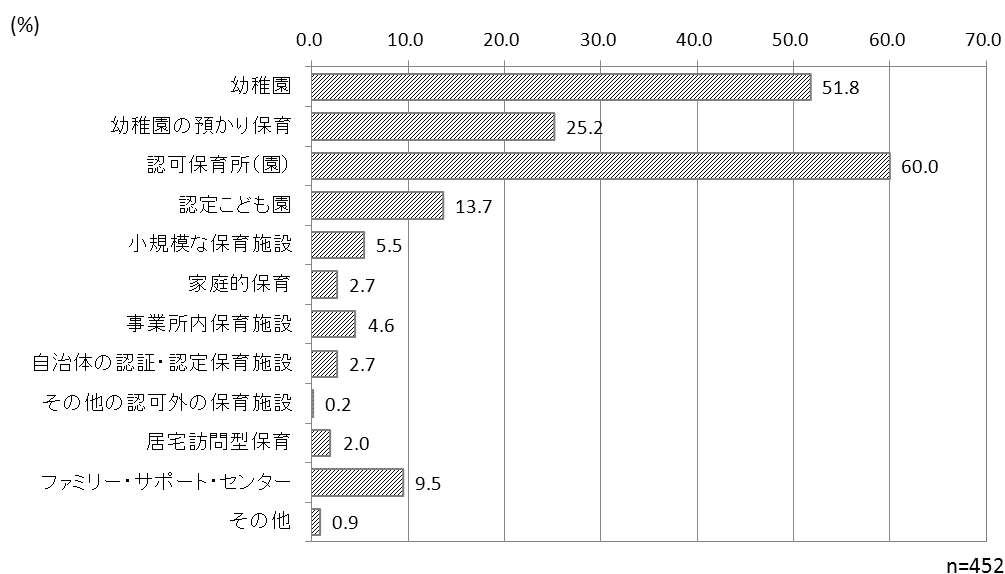
現在、定期的に利用している教育・保育事業で、最も利用しているという回答が多かったのは「認可保育所」の57.8%で、次に多かった回答が「幼稚園」の39.8%でした。それ以外では、「幼稚園の預かり保育」が2.8%となっています。

これに対して、調査対象者全員に今後、定期的に利用したい施設を挙げてもらったところ、最も回答が多かったのは「認可保育所」の60.0%となっています。また、「幼稚園」が51.8%、「幼稚園の預かり保育」が25.2%、「認定こども園」が13.7%、「ファミリー・サポート・センター」が9.5%となっています。

現在の定期的な平日の教育・保育の利用状況（複数回答）



今後の定期的な平日の教育・保育の利用意向（複数回答）

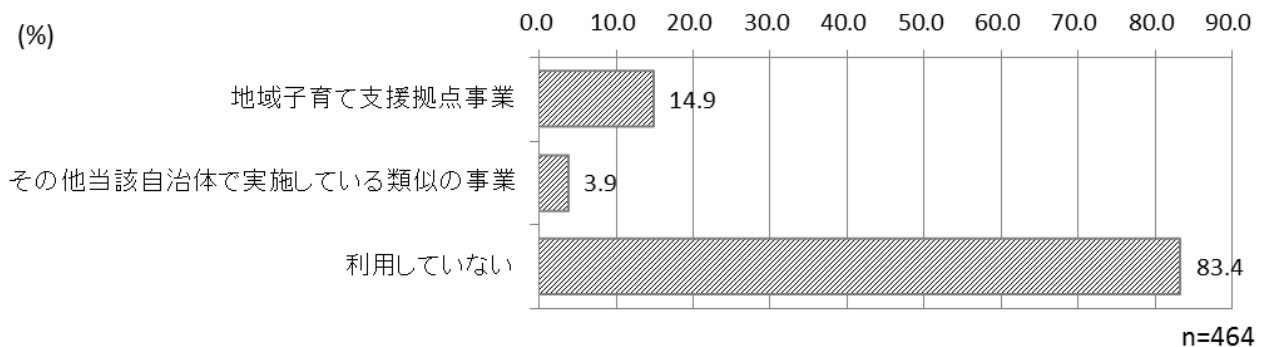


② 地域の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向

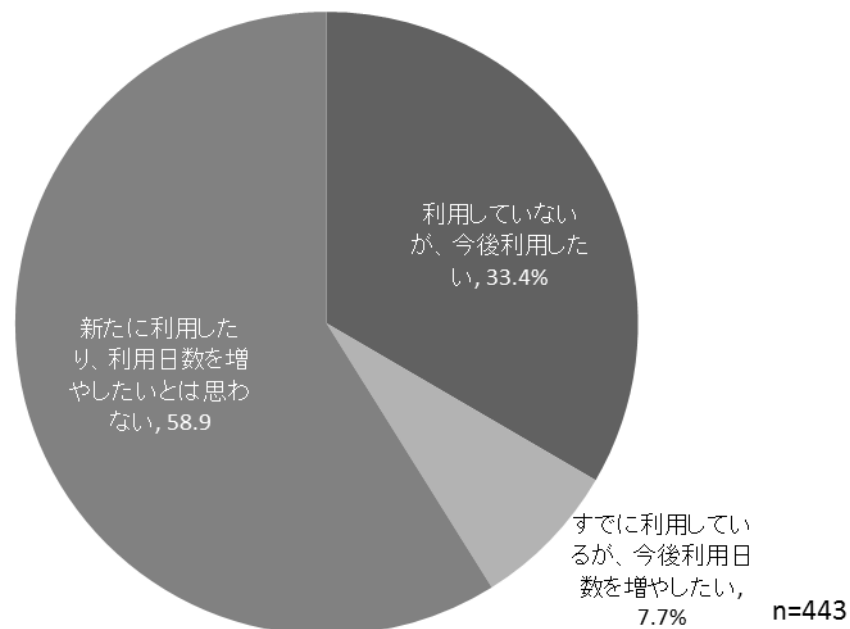
地域子育て支援拠点事業を利用しているという回答は14.9%、その他町内で実施しているジ類似の事業を利用しているという回答は3.9%でした。逆に、それらを利用していないという回答は83.4%となっており、これらの事業の内容やPR方法等に課題があることを示す結果となっています。

今後の利用意向については、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は7.7%、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が33.4%で、合わせて41.1%が利用の意向があるという結果ですが、残る58.9%の人は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答しています。

地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）



地域子育て支援拠点事業等の利用意向



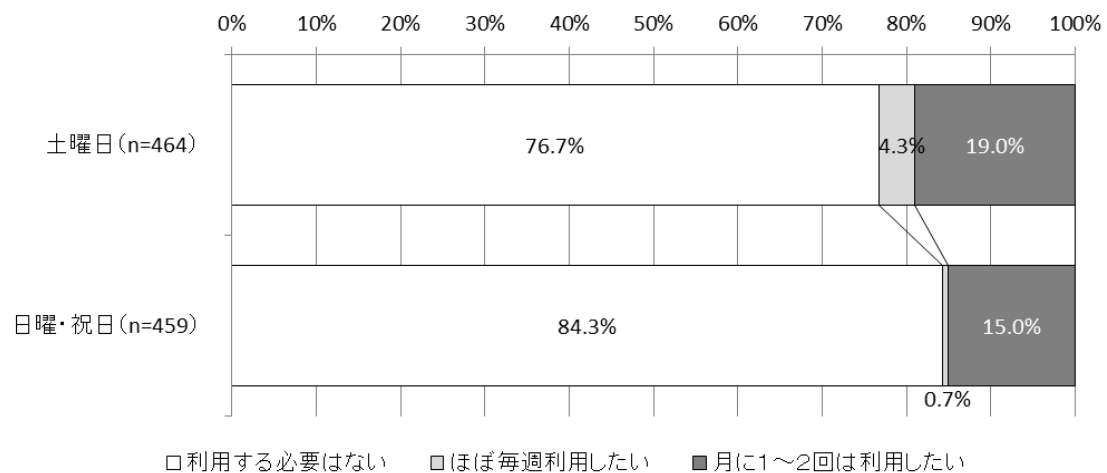
③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向について、76.7%は「利用する必要はない」と回答しています。「ほぼ毎日利用したい」という回答は4.3%に留まっており、「月に1～2回は利用したい」という回答は19.0%で、合わせて23.3%が利用意向を表明しています。

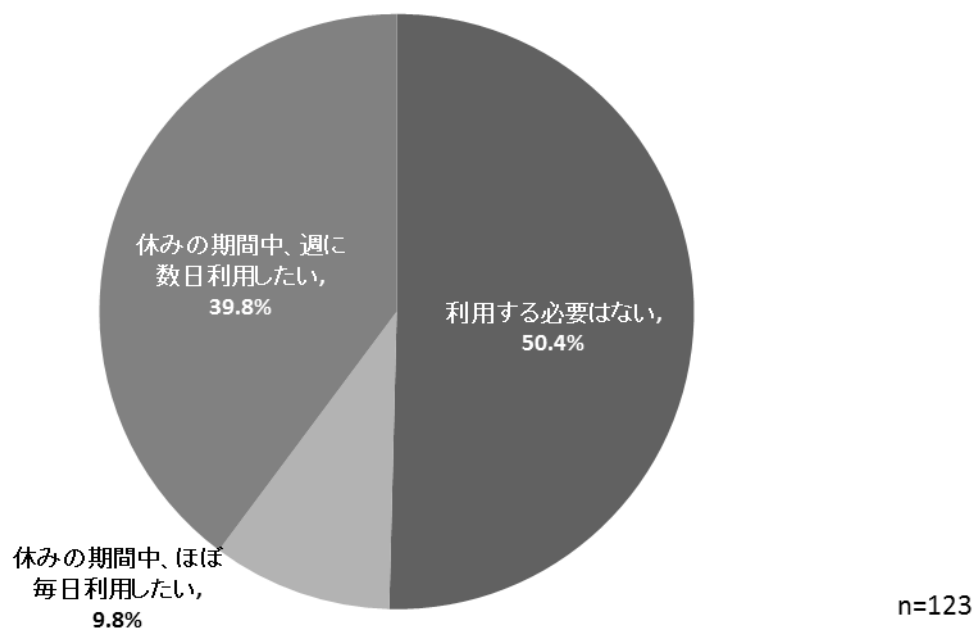
日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向では、84.3%は「利用する必要はない」と回答しており、日曜・祝日の利用意向は、「ほぼ毎日利用したい」が0.7%、「月に1～2回は利用したい」が15.0%と、両者を合わせた利用意向は15.7%と土曜日の利用意向の1/3程度となっています。

幼稚園を利用している人の夏休みや冬休み等の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向については、休みの期間中「ほぼ毎日利用したい」が9.8%、「週に数日利用したい」が39.8%で、利用意向のある回答が49.6%と5割近い結果となっています。

土曜日、日曜・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用意向



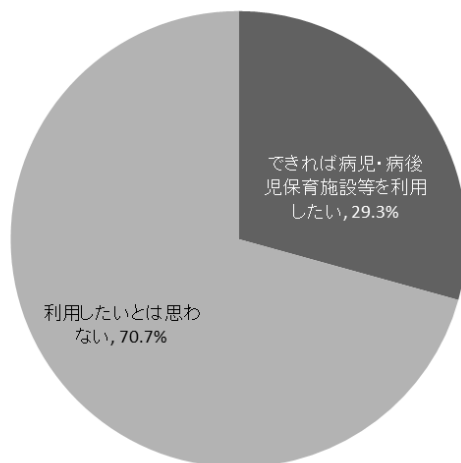
幼稚園利用者の長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向



④ 病児・病後児保育事業の利用意向

子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は29.3%でした。

病児・病後児保育施設の利用意向

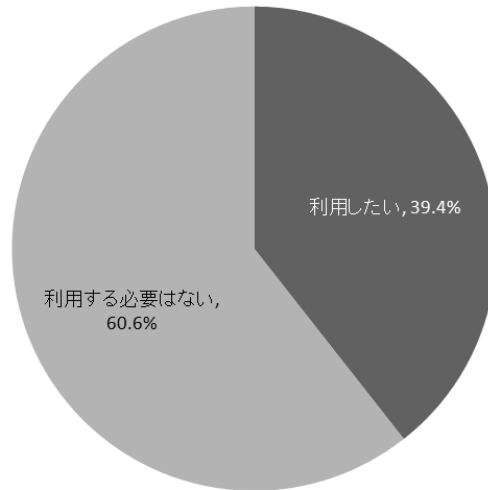


n=82

⑤ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

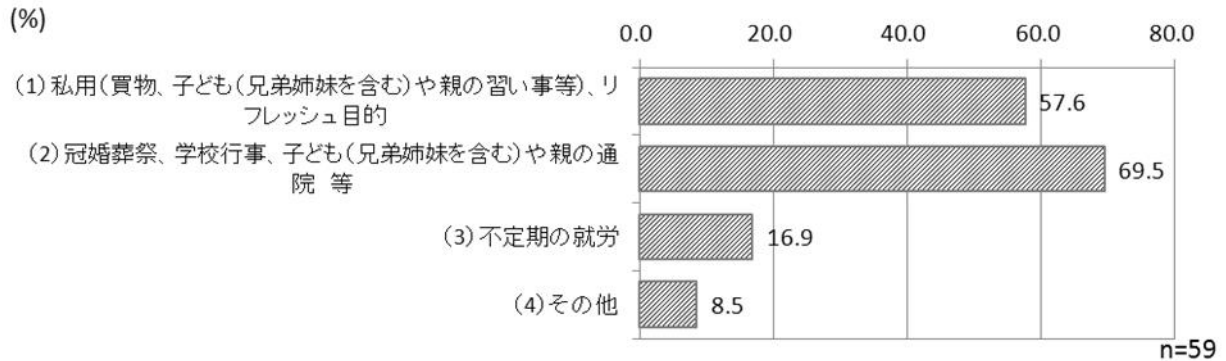
私用、親の通院、不定期の就労等の目的での不定期事業の利用意向は39.4%ありました。その利用目的として最も多く挙げられたのは「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の69.5%で、次に多かったのが「私用、リフレッシュ目的」の57.6%でした。

不定期事業の利用意向



n=160

不定期事業を「利用したい」と回答した人の利用目的

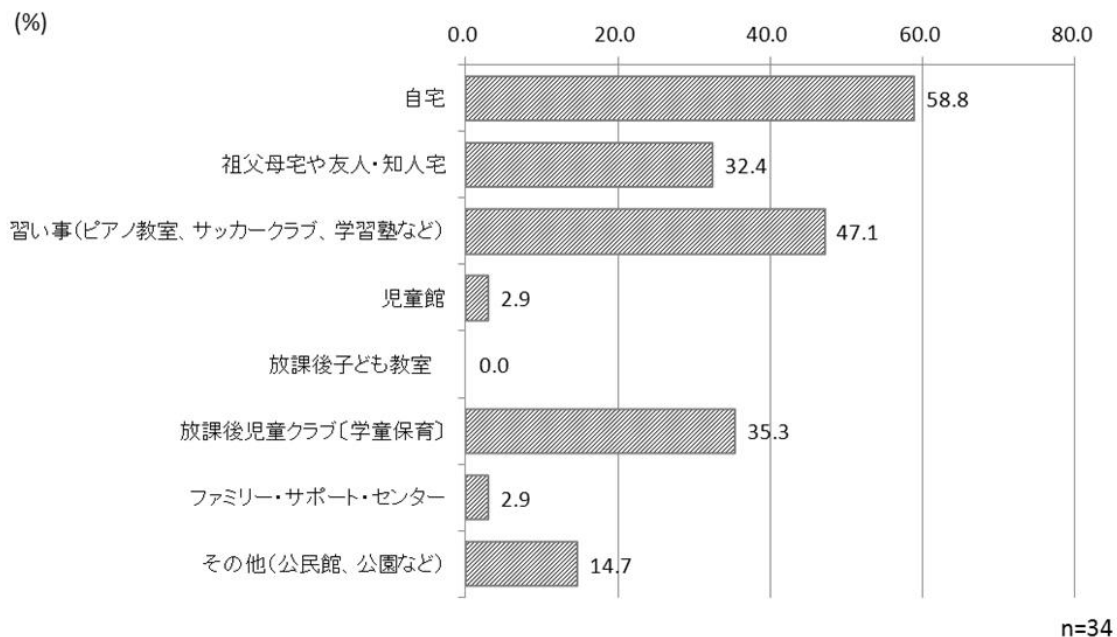


⑥ 放課後の過ごし方（5歳児以上限定）

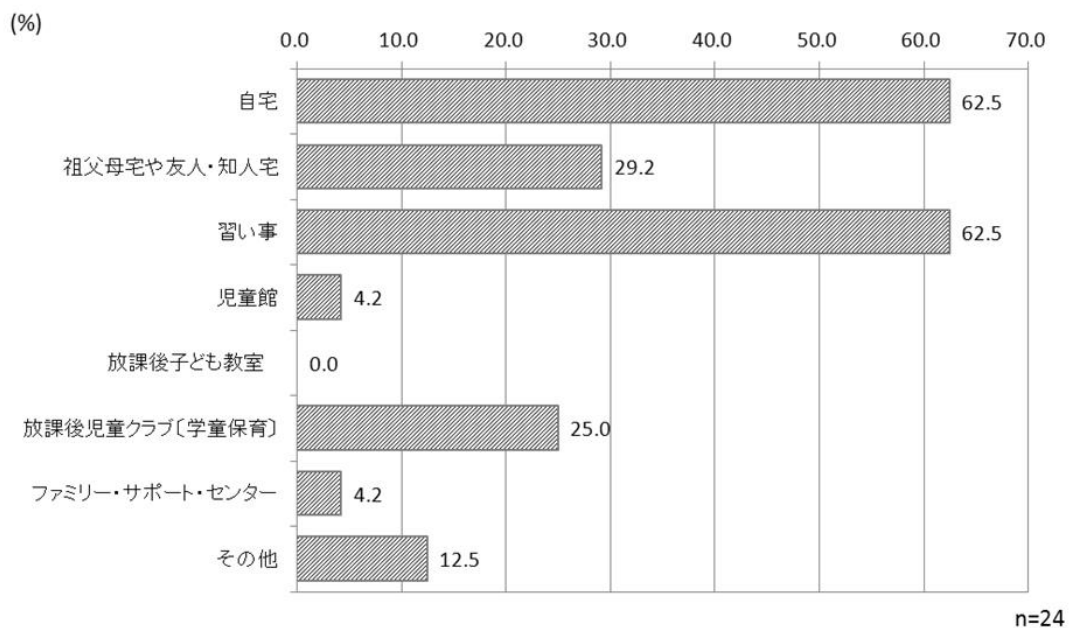
小学校低学年（1～3年生）の時、子どもを過ごさせたい場所として最も回答が多かったのは「自宅」の58.8%で、以下、「習い事」が47.1%、「放課後児童クラブ」が35.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が32.4%となっています。

小学校高学年（4～6年生）の時、子どもを過ごさせたい場所として最も回答が多かったのは「自宅」と「習い事」が同率の62.5%で、以下、「祖父母宅や友人・知人宅」が29.2%、「放課後児童クラブ」が25.0%となっていて、低学年時に比べて「放課後児童クラブ」の回答割合が低くなっています。

放課後を過ごさせたい場所（低学年時：複数回答）



放課後を過ごさせたい場所（高学年時：複数回答）

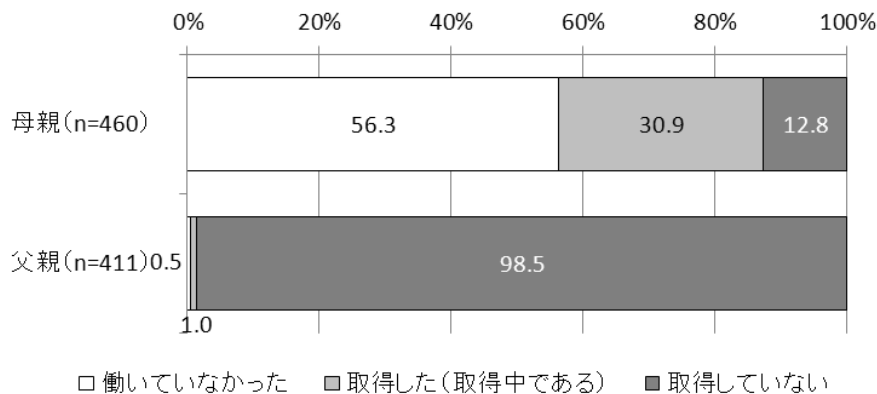


⑦ 育児休業の利用状況

子どもが生まれた時、育児休業を取得したかどうかを質問したところ、母親では30.9%が「取得した（取得中である）」と回答していますが、56.3%は「働いていなかった」と回答し、12.8%は「取得していない」と回答しています。

一方、父親では、96.5%が「取得していない」と回答しており、「取得した（取得中である）」という回答は1.0%のみでした。

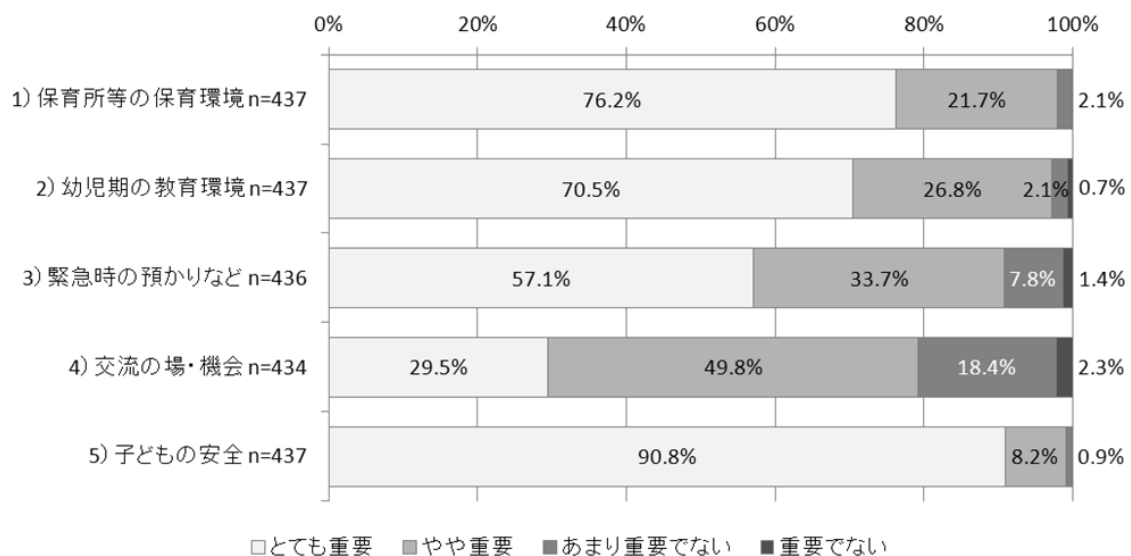
育児休業の取得状況



⑧ 子育て環境における重要度

高根沢町の子育て環境について、5項目に分けて、項目別に今後の重要度を質問したところ、「子どもの安全」については90.8%の人が「とても重要」と回答しており、「やや重要」という回答と合わせると100%近くが重要と考えていることがわかります。次に重要度が高いとみなされているのが「保育所の保育環境」であり、「幼児期の教育環境」や「緊急時の預かりなど」も「やや重要」という回答まで含めると、いずれも9割以上の人が重要と回答した結果となっています。

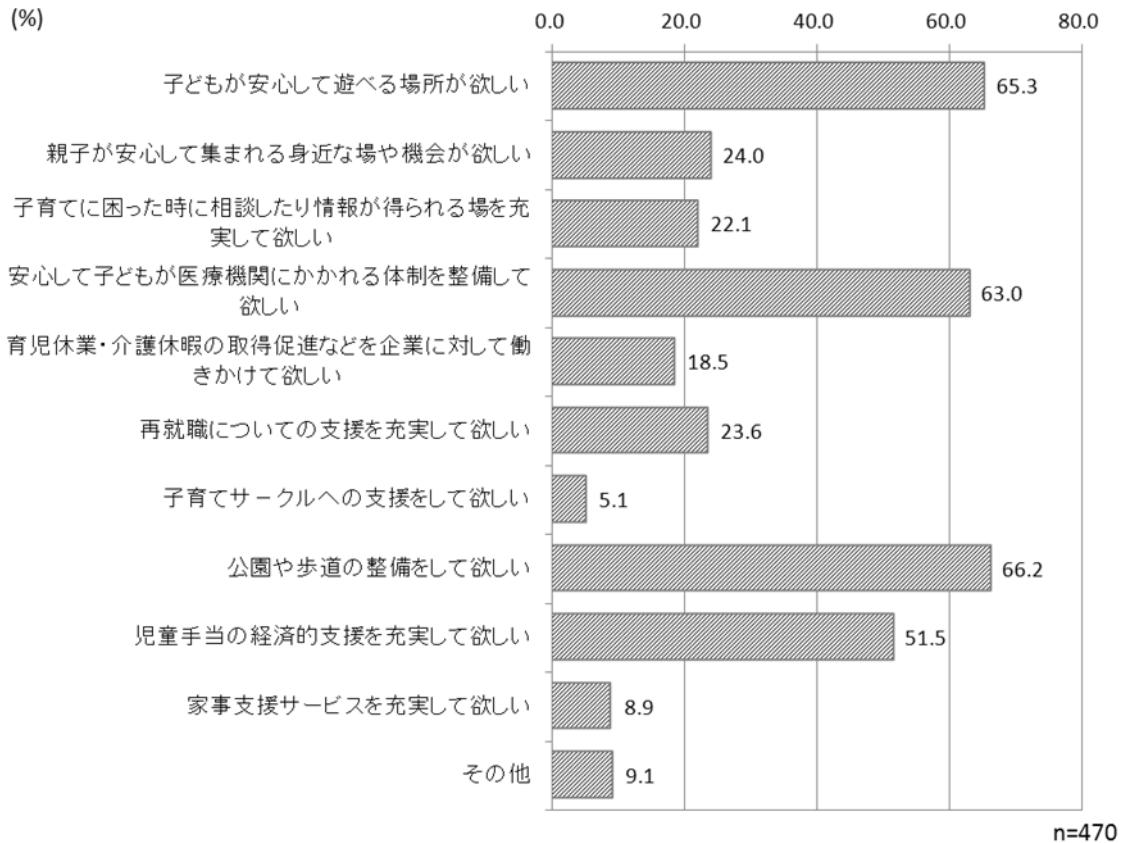
子育て環境における重要度



⑨ 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと

子育て支援で、もっと力をいれてほしいものとして最も多くの回答を集めたのは「公園や歩道の整備をしてほしい」で66.2%の回答がありました。以下、「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」が65.3%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備しえ欲しい」が63.0%、「児童手当の経済的支援を充実して欲しい」が51.5%の回答を集めています。

子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（複数回答）



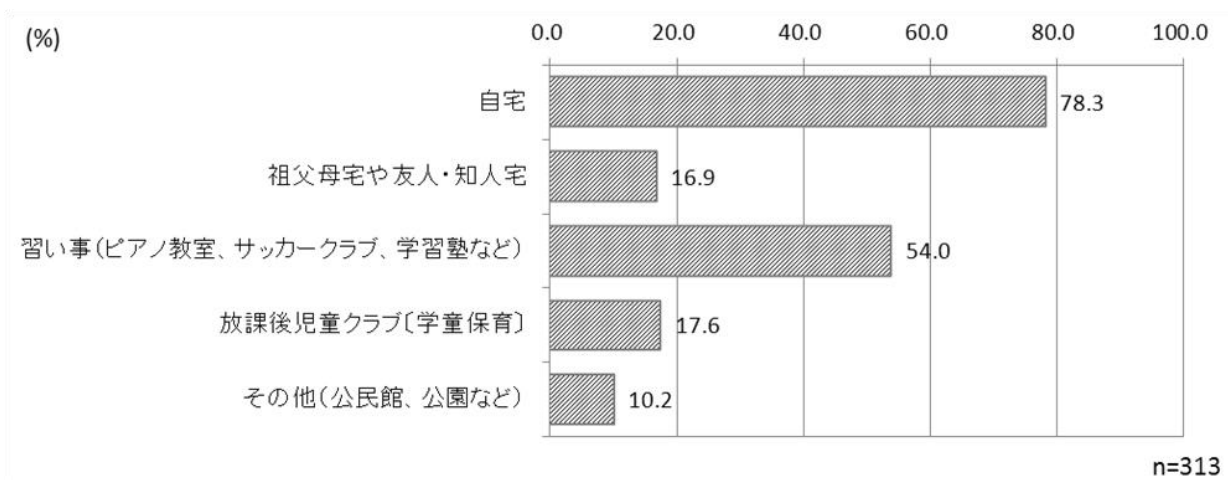
(3) 小学校児童調査結果概要

① 放課後の過ごし方

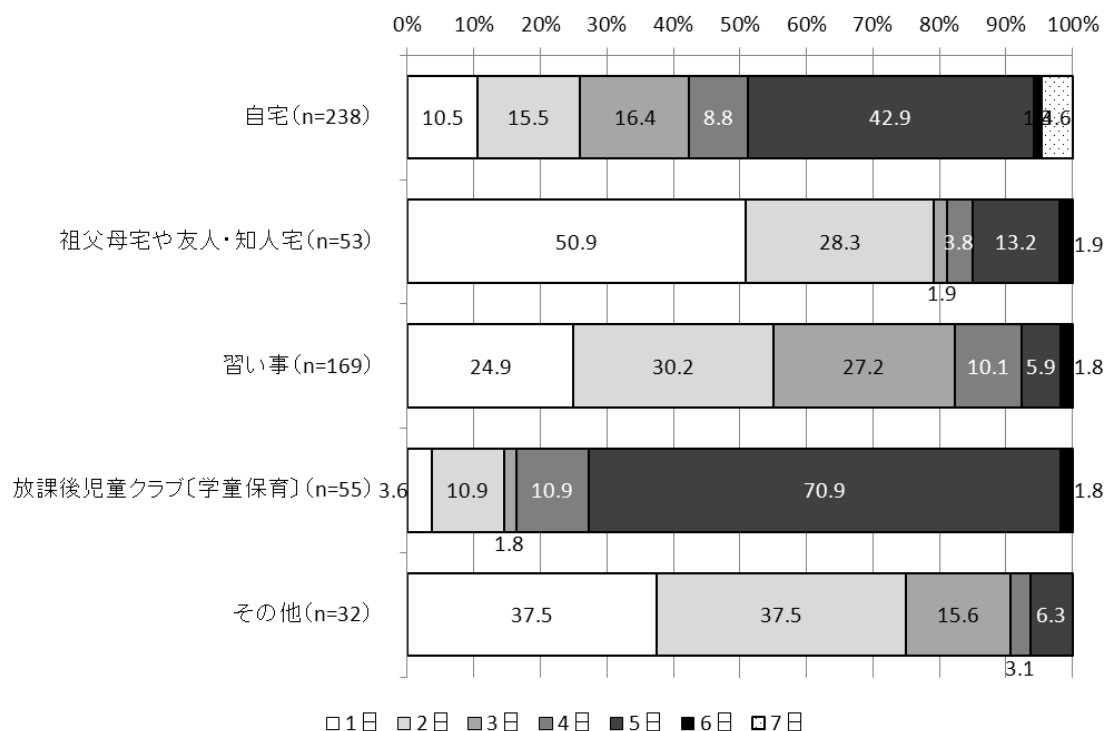
放課後を過ごす場所として、最も多く回答があったのは「自宅」の78.3%で、次に多かったのが「習い事」の54.0%となっています。それ以外の「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ」「その他」といった場所はいずれも2割未満の回答に留まっています。

これらの場所で過ごす日数については、「放課後児童クラブ」や「自宅」では週に「5日」という回答が最も多くなっていますが、「祖父母宅や友人・知人宅」では「1日」という回答が多くなっています。「習い事」については、回答が分散し、「1日」「2日」「3日」がそれぞれ2～3割の回答を集める結果となっています。

放課後を過ごす場所



1週当たり何日利用しているか



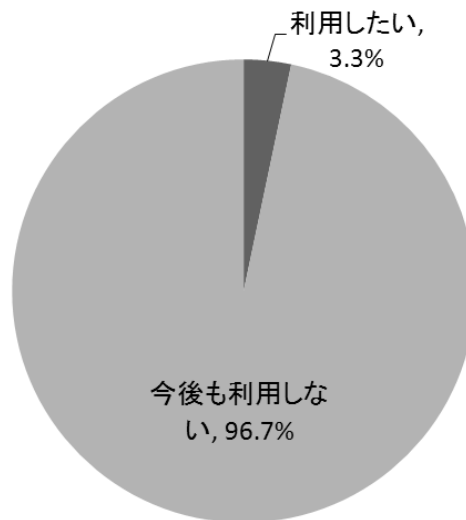
② 放課後児童クラブの利用意向

現在放課後児童クラブを利用していない人で、今後「利用したい」と回答した人は3.3%のみでした。96.7%は「今後も利用しない」と回答しています。

また、土曜日の利用意向については、「低学年の間は利用したい」と回答した人が4.0%、「高学年になっても利用したい」と回答した人は2.3%でした。日曜・祝日の利用希望割合はさらに低く、「低学年の間は利用したい」と回答した人は1.0%、「高学年になっても利用したい」と回答した人は2.0%となっています。

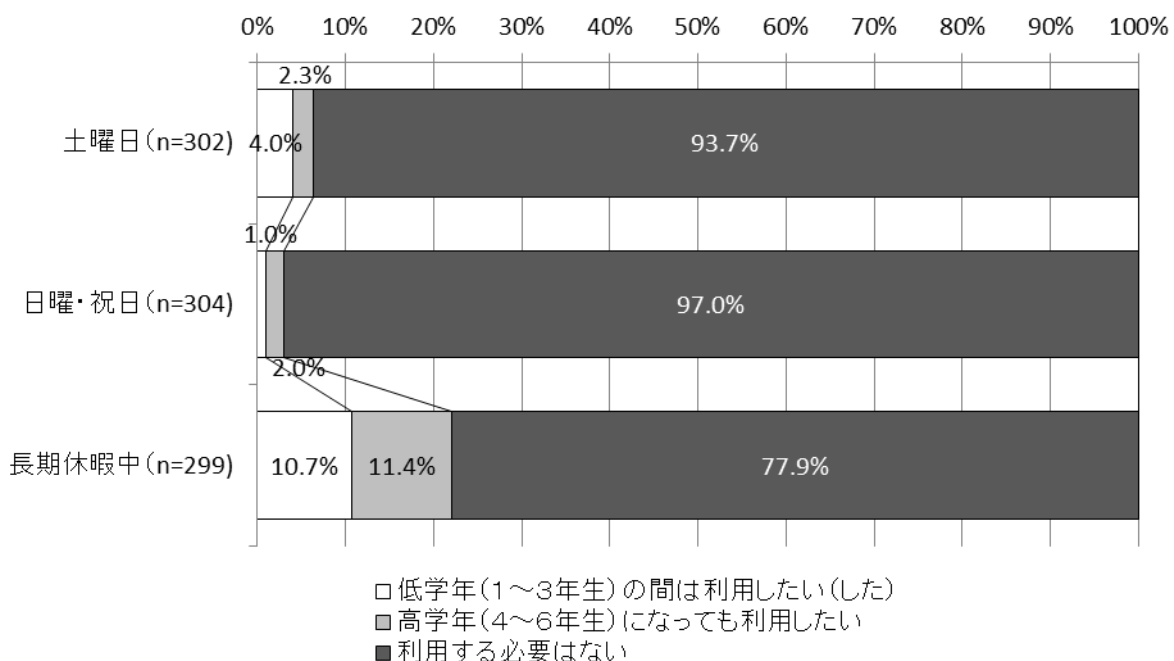
一方、夏休みや冬休み等の長期休暇中については、「低学年の愛間は利用したい」は10.7%、「高学年になっても利用したい」という回答は11.4%でした。

放課後児童クラブ未利用者の今後の利用意向



n=241

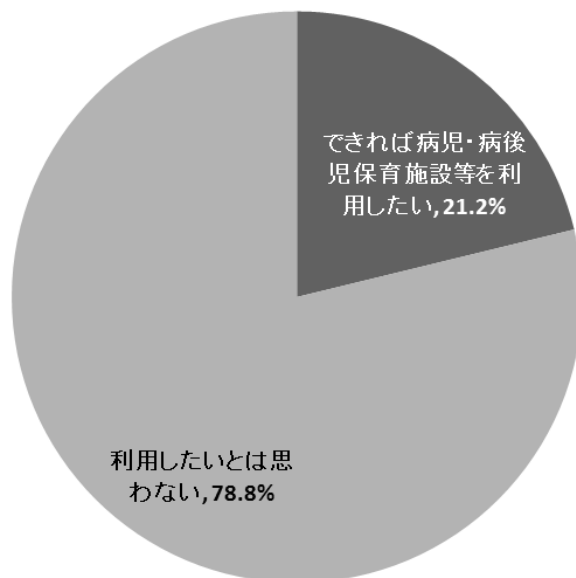
土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向



③ 病児・病後児のための保育施設の利用意向

子どもの病気やケガが理由で、通常の教育や保育事業が利用できなかった際に、「父親が休んだ」か「母親が休んだ」かのいずれかの対処をした人に、病児・病後児のための保育施設の利用意向について質問したところ、「できれば利用したい」と回答した人は21.2%でした。78.6%の人は「利用したいとは思わない」と回答しています。

病児・病後児のための保育施設の利用意向

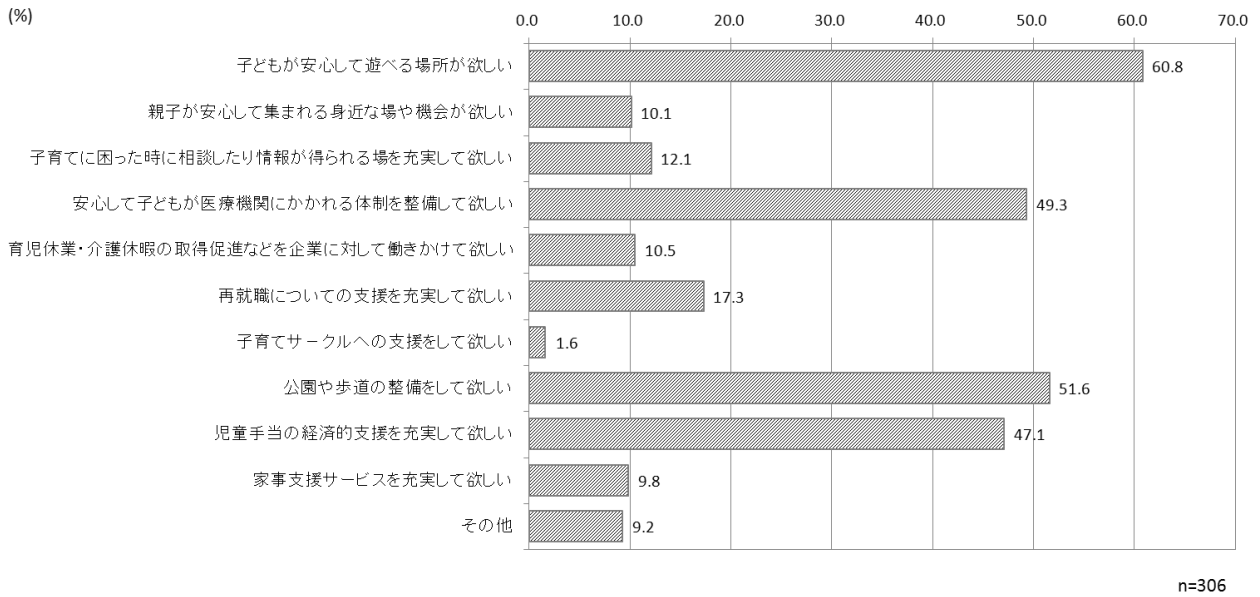


n=52

④ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの

子育て支援で、今後もっと力をいれてほしいものとしては、「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」という回答が 60.8%で最も多く、「公園や歩道の整備をして欲しい」が 51.6%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が 49.3%、「児童手当の経済的支援を充実して欲しい」が 47.1%で、以上の回答が4割以上の回答を集めています。

子育て支援でもっと力をいれてほしいもの



3 現状からみた課題と今後の方向性

(1) 調査結果からみた課題

① 平日の定期的な教育・保育事業

幼稚園及び認可保育所は、現状十分にその役割を果たしているといえますが、今後もその体制を維持するとともに、必要十分なサービスの質と量を確保していく必要があります。短期的な利用希望は増加する傾向にありますが、中長期的には児童人口が減少する可能性が高く、そのような少子高齢化が進展する中で、サービスの質の確保が重要な課題になってくるものと思われます。

② 地域子育て支援拠点事業

利用実績が利用希望を上回っており、現状の利用率は決して高いものとはいえない結果となっています。現在の事業内容が町民のニーズに適合しているかどうかの検討を行うとともに、事業のPR方法や住民への周知方法についても再検討が必要だと考えられます。

③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業

土曜、休日の「定期的」な事業ニーズは決して高くはありませんが、月に1~2回の利用希望者まで含めると2割前後の利用希望があります。幼稚園利用者の長期休暇中のニーズは更に高く、幼稚園利用者の約5割に何らかのニーズがあり、対応が求められています。

④ 病気の際の対応

病児・病後児への対応は就労者にとって相応の負担となっていることを示す結果となっています。受け皿としての病児・病後児のための保育施設等の整備ニーズはありますが、量的にはアンケート回答者の3割未満（約1700人日/年）と、それほど多くはありませんが、現在の病後児保育施設の利用状況（19人日/年〔平成25年度〕）とは大きな開きが見られ、サービス自体が広く知られていない可能性があります。今後は、病後児保育サービス実施の広報に力を入れるとともに、未実施の病児保育施設の確保について検討する必要があります。

⑤ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等

不定期事業については、定期的な教育・保育事業ほどのニーズはなく、2割以下の人にしか利用されていないことを示す結果となっています。しかし、ニーズがゼロという訳ではないので、今後の運営については、慎重に需要と供給のバランスを検討する必要があります。特に、一時預かり事業については、慎重なニーズの見極めが必要です。

また、現在高根沢町では実施していない子育て短期支援事業（ショートステイ）については、利用希望、利用実績ともにゼロという現状にありますが、今後の受入体制としてはゼロ状態を容認するのではなく、宇都宮市等を交えた近隣の自治体との連携による受入体制の確保等を検討する必要があります。

⑥ 小学校入学後の放課後の過ごし方

就学後に放課後を過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」の割合が高くなっていますが、公共的な場所としては「放課後児童クラブ」の割合が高く、そのニーズは低学年時の方が高いという結果となっています。「放課後児童クラブ」のニーズについては現状の事業状況とニーズを照らし合わせ、慎重に必要とする目標事業量を見極めていくことが求められています。

⑦ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

制度の認知状況は決して低い割合ではありませんが、両方とも知らない人が2割以上いる点は制度の広報等にとっては今後の課題です。

育児休業制度は、母親ではある程度普及が進んでいるとみなすことができる結果ですが、それでも決して十分な状況ではありません。まだ、必要に応じて育児休業を取得することや短時間勤務とすることが社会的に容認される状況とはなっていないことをうかがわせる回答結果です。特に父親については、制度自体は知られていても、それを利用できる社会条件が全く整っていないと言わざるを得ない回答結果となっています。

この問題は、一自治体のみで解決できる課題ではありませんが、地道に町内外の企業に働きかけていく必要があります。

⑧ 子育て全般について

子育て支援重要度と満足度に関する回答結果を並べてみた時、最も重要度が高いとされている「子どもの安全」の満足度が「とても満足」と「やや満足」とを合わせても50.3%に留まっている点は、今後、「子どもの安全」の確保を重点的な課題とすべきだという示唆を含んだ結果となっています。

⑨ その他

上記以外では、自由回答やその他の設問における回答状況から、以下に示すような課題を挙げることができます。

- a) 通学路の歩道や街灯の整備が求められています。
- b) 公園の遊具の整備が求められています。
- c) 保健センターのサービスへの期待、もしくは改善要求がみられます。
- d) 医療費、予防接種費用等に関する経済的支援を求める声が多くみられます。また、その支給方法の簡略化を求める声も少なくありません。
- e) さらに子育て支援情報の発信が求められています。特にHPを通じた情報発信の充実と、よりきめ細かな情報伝達、相談窓口の改善が求められています。
- f) 保育・教育施設と連動した就労支援が求められています。母親の就労意向は十分には満たされていない現状にあります。特にパート・アルバイト等の非正規雇用から正規雇用の転換は全く満たされていないといえます。
- g) 放課後子ども教室実施への期待があります。

(2)次世代計画の達成状況

施策	後期計画・設定指標	基準値	目標値	単位	平成26年度末 達成状況
◆地域における子育ての支援◆	1 地域子育て支援拠点事業 実施箇所数	4	4	箇所	
	2 一時預かり事業 利用者数	1,775	2,180	人	
	3 ファミリーサポート センター設置箇所数	0	1	箇所	
	4 保育園の受入れ人数	682	701	人	
	5 延長保育 延べ利用者数	5,784	6,000	人	
	6 休日保育 延べ利用者数	30	30	人	
	7 夜間保育 実施箇所数	0	0	箇所	
	8 乳児保育 平均利用人数(0歳児)	42	50	人	
	9 障害児保育 受入れ児童数 18 25 人	18	25	人	
	10 病児保育実施箇所数(体調不良児対応型)	2	2	箇所	
	11 放課後児童クラブ 実施箇所数	8	8	箇所	
◆母子の健康の確保◆	12 赤ちゃん訪問事業 対象世帯の訪問率	88.2	95.0	%	
	13 赤ちゃんふれあい事業 実施箇所数	0	2	箇所	
◆子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の確保◆	14 オピニオンリーダー 登録者数	22	25	人	
◆子育てしやすい生活環境の整備◆	15 交通安全教室 開催箇所数	19	25	箇所	
◆援護を必要とする子育て家庭への支援◆	16 オレンジリボンキャンペーンの認知度	-	100	%	

※平成26年度末における達成状況のため、現時点では空欄です。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

高根沢町では、本計画の前身にあたる「次世代育成支援対策高根沢町地域行動計画（後期行動計画）」において、「子育ての第一義的な責任を保護者が有することは明らかですが、当該計画では、このいわゆる「自助」しきれない部分を支える、「共助」と「公助」に力点を置いています。この計画でいう「共助」とは、住民、学校等、企業、行政など、地域が一体となって子育てを支えることで、「公助」とは、行政が責任を持って社会的安全網（セーフティネット）を構築することです。つまり、様々な資源を活用して工夫を凝らし、安心して子育てできる町へと整えていくことであり、子育てを家庭のみに任せるのではなく、町中の大人が子育てに関心を持ち、みんなが子どもたちを見守っているような町にすることが目指すところです。」として、基本理念、主要テーマ、基本目標を定めていました。

高根沢町子ども・子育て会議で、この内容を慎重に検討した結果、その内容は素晴らしいものであり、将来にわたって受け継いでいくべきものという意見が大勢を占めました。したがって、本計画でも基本的内容はこれを受け継ぐものとしますが、基本理念、基本目標、主要テーマとして分割されていたものを以下に示すように、改めて構成を統一して、本計画の基本理念とするものとします。

子育てからはじまる 地域のふれあい みんなが家族

- 高根沢

1. 子育て

- 子どもの人権が最大限に尊重されるよう配慮し、すべての子どもが安全に過ごせる居場所を確保します。
- 子どもの視点に立った教育・保育事業を進めるとともに、貴重な体験学習や世代間交流を通して豊かな心や体の育成に取り組んでいきます。

2. 親育ち

- 毎日の子育てを通して親自身も成長していきます。すべての親が、心身ともにゆとりをもって子育てを行い、子育てを通じた自身の成長と充実を得る機会を提供できるような支援を行います。
- 次代の親となる若い男女が子どもを産み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさやおもしろさを経験できる機会を提供します。

3. 地域育ち

- すべての家庭が安心して子育てができるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。
- 子育て家庭が抱える不安や負担の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てのできる地域のネットワーク形成を推進します。

2 計画の基本的視点

国の規定を待つまでもなく、子育ての第一義的な責任を保護者が有することは明らかですが、本計画は、「自助」しきれない部分を支える、「共助」と「公助」に力点を置きます。この計画でいう「共助」とは、住民、学校等、企業、行政など、地域が一体となって子育てを支えることで、「公助」とは、行政が責任を持って社会的安全網(セーフティネット)を構築することです。

つまり、様々な資源を活用して工夫を凝らし、安心して子育てできる町へと整えていくことであり、子育てを家庭のみに任せるのではなく、町中の大人が子育てに関心を持ち、みんなが子どもたちを見守っているような町にすることが目指すところです。

そのため、基本理念にも提示されているように、子どもの育ち(子育て)を第一に考えることを念頭におき、すべての子どもの成長に関わる親(親育ち)への支援を一体的にとらえ、子どもの成長に合わせて、地域に広がっていく(地域育ち)計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、本町で育みたい子ども像を実現し、本町に暮らすすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。



3 施策の体系

《基本理念とその3本柱》

子育てからはじまる 地域のふれあい みんなが家族 -高根沢

1.子育て

2.親育ち

3.地域育ち



【基本目標1】 地域における子育て・子育て（親育ち）の支援	〔基本施策1〕 教育・保育サービスの充実
	〔基本施策2〕 地域における子育て支援サービスの充実
	〔基本施策3〕 子育て支援のネットワークづくり
	〔基本施策4〕 地域の居場所づくり
	〔基本施策5〕 次世代の親の育成
	〔基本施策6〕 学校等における教育環境の整備
	〔基本施策7〕 家庭や地域の教育力の向上
【基本目標2】 母子の健康の確保と増進	〔基本施策8〕 子どもと母親の健康確保
	〔基本施策9〕 食育の推進
	〔基本施策10〕 不妊に対する支援
【基本目標3】 子育てしやすい生活環境や職場環境の整備	〔基本施策11〕 子育てにやさしい居住環境の整備
	〔基本施策12〕 安心して外出できる環境の整備
	〔基本施策13〕 子どもの安全確保
	〔基本施策14〕 仕事と子育ての両立の促進
【基本目標4】 援護を必要とする子どもと子育て家庭への支援	〔基本施策15〕 児童虐待防止対策と支援
	〔基本施策16〕 障がい児と家族への支援
	〔基本施策17〕 ひとり親家庭の自立支援
	〔基本施策18〕 子育て家庭への経済的支援

4 子ども・子育て支援新制度に基づく対応

(1)前提条件

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。また、給付に関して、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり （教育のニーズあり）	保育の必要性あり （教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○※	×	×
	保育所	×	×	○	○
	地域型保育事業	×	△	△	○

※認定上は1号認定

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う）

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②延長保育事業
- ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

(2)教育・保育提供区域の設定

①教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法第61条」により、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域について、国の考え方は以下のようになっています。

【区域設定における主な国の考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、市域全体等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

②高根沢町における提供区域の設定

高根沢町では、町の現状における一体性に鑑み、すべての事業において、町全体を一つの提供区域として設定します。

第4章 施策の展開

1 地域における子育て・子育て（親育ち）の支援【基本目標1】

(1)現状と課題

日本全国で少子高齢化が進行する中、高根沢町もその例外ではありません。それにともない、核家族化の進行や女性の社会進出も著しいものがあり、子育ての環境も大きく変化し、地域の連帯や近隣住民同士の間関係も希薄化する傾向にあります。

このような中、平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立するとともに、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まりました。

これらの措置により、大枠では子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられたこととなります。その意味で、現在は、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えているといえることができます。

高根沢町には公立保育園が4か所、私立の保育園が3か所、私立の幼稚園が2か所あります。また、平成23年度からは、住民同士が互いに助け合いながら子育てを支援していくファミリー・サポート・センター事業を実施しており、地域で子育て家庭を支えるための取り組みをしています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、幼稚園及び認可保育園は、現状十分にその役割を果たしているといえますが、今後もその体制を維持するとともに、必要十分なサービスの質と量を確保していく必要があります。短期的な利用希望は増加する傾向にありますが、中長期的には児童人口が減少する可能性が高く、そのような少子高齢化が進展する中では、サービスの質の確保が重要な課題になってくるものと思われます。

一方、土曜、休日の「定期的」な教育・保育事業のニーズは決して高くはありませんが、月に1～2回の利用希望者まで含めると2割前後の利用希望があります。幼稚園利用者の長期休暇中のニーズは更に高く、幼稚園利用者の約5割に何らかのニーズがあり、対応が求められています。

不定期事業については、定期的な教育・保育事業ほどのニーズはなく、2割以下の人にしか利用されていないことを示す結果となっています。しかし、ニーズがない訳ではないので、今後の運営については、慎重に需要と供給のバランスを見極めていく必要があります。

それから、就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、教育・保育需要が拡大する中で、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスとその情報を提供することが求められています。子育ての負担による不安や、その重圧によって孤立する親が生じないように、特に町のホームページ等を通じた情報発信の充実や、よりきめ細かな情報伝達、相談窓口の改善も求められています。

(2)教育・保育サービスの充実〔基本施策 1〕

施策 No.1-1 幼児期の特定教育・保育施設の確保

担当：こどもみらい課保育係

子ども・子育て支援法の新制度に基づく幼児期の特定教育・保育事業施設（認定子ども園、幼稚園、保育園）について、量の見込みに応じた施設定員を確保します。なお、利用ニーズに対応していくため、保育の質を維持しつつ、必要に応じて、公立保育園を中心に定員の見直しや地域型保育事業施設の誘致をしていくこととします。

また、認定子ども園の普及促進については、利用ニーズを精査しつつ、町内の保護者並びに町内幼稚園・保育園の設置者の意向を聞きながら実施していきます。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

		平成27年度(1年目)					平成28年度(2年目)				
		(1号認定)	(2号認定)		(3号認定)		(1号認定)	(2号認定)		(3号認定)	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳
		学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育の必要性あり	保育の必要性あり		学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
①量の見込み	町内の見込み量(A)	247	93	401	41	227	240	90	389	43	235
	受託(B)	19	10	10	2	12	19	9	10	2	12
	委託(C)	45	17	10	4	22	45	17	10	4	22
	計(A+B+C)	221	86	401	39	217	214	82	389	41	225
②確保の内容	教育・保育施設 (認定子ども園、幼稚園、保育所)	251	94	408	48	219	251	94	421	56	202
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	計	251	94	408	48	219	251	94	421	56	231
②-①		30	8	7	9	2	37	12	32	15	6
教育・保育の別		38		18		49		53		53	

		平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
		(1号認定)	(2号認定)		(3号認定)		(1号認定)	(2号認定)		(3号認定)	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳
		学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育の必要性あり	保育の必要性あり		学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
①量の見込み	町内の見込み量(A)	231	87	375	44	244	223	84	363	46	252
	受託(B)	19	9	10	2	12	19	9	10	2	12
	委託(C)	45	17	10	4	22	45	17	10	4	22
	計(A+B+C)	205	79	375	42	234	197	76	363	44	242
②確保の内容	教育・保育施設 (認定子ども園、幼稚園、保育所)	251	94	413	56	210	251	94	408	51	220
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)	0	0	0	0	29	0	0	0	0	29
	計	251	94	413	56	239	251	94	408	51	249
②-①		46	15	38	14	5	54	18	45	7	7
教育・保育の別		61		57		72		59		59	

		平成31年度(5年目)				
		(1号認定)	(2号認定)		(3号認定)	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳
		学校教育のみ	学校教育の利用希望が強い	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
①量の見込み	町内の見込み量(A)	224	84	363	47	259
	受託(B)	19	9	10	2	12
	委託(C)	45	17	10	4	22
	計(A+B+C)	198	76	363	45	249
②確保の内容	教育・保育施設 (認定子ども園、幼稚園、保育所)	251	94	408	50	221
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)	0	0	0	0	29
	計	251	94	408	50	250
②-①		53	18	45	5	1
教育・保育の別		71		51		51

施策 No.1-2 保育園の機能強化

担当：こどもみらい課保育係・こどもみらい課施設管理係

以下の各項目について、保育園の機能強化に取り組みます。

- ① 待機児童対策：現在町内において、保育園の待機児童は発生していませんが、今後の発生に備えて、保育園入園以外の保育サービスと併用しながら、待機児童対策を進めていきます。
また、ニーズの急増が見込まれる場合には、担い手の確保なども検討します。
- ② 施設の整備：安心・安全に保育を行うため、施設の耐用年数を勘案しつつ、計画的に修繕を図っていきます。
- ③ 保育園の民営化：現在、公立の4保育園のうち、たから保育園・ひまわり保育園で指定管理者制度を導入し、運営を社会福祉法人に委託しています。民間の保育園は法人それぞれの方針に基づき特色のある保育サービスを期待でき、保護者の選択肢も増えることから、今後は公設民営である指定管理委託と併せて、民設民営への移行も検討していきます。
また、公立保育園の給食業務の外部委託も引き続き実施します。
- ④ 保育サービスの評価：積極的に外部評価を取り入れ、保育サービスの質の向上を図ります。
- ⑤ 保育サービスの質の向上：保育士等、保育事業の担い手の就労環境等の改善を通じて、保育サービスの質の向上を図ります。

施策 No.1-3-1 多様な保育サービスの充実・時間外（延長）保育

担当：こどもみらい課保育係

現在、町内各保育園において朝は7時から、夜はひまわり保育園、陽だまり保育園で20時まで、それ以外の園では19時まで開園し、延長保育を実施しています。今後も延長保育を継続して実施します。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

時間外保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人	275	271	264	257	255
	箇所数	7	7	7	7	7
②確保の内容	人	275	271	264	257	255
	箇所数	7	7	7	7	7
②-①	人	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

施策 No.1-3-2 多様な保育サービスの充実・休日保育

担当：こどもみらい課保育係

現在、たから保育園で実施している休日に児童の預かりを行う休日保育を継続して実施します。

施策 No.1-3-3 多様な保育サービスの充実・夜間保育

担当：こどもみらい課保育係

現在、高根沢町内での実施はありませんが、引き続き必要性の検討を行います。

施策 No.1-3-4 多様な保育サービスの充実・乳児保育事業

担当：こどもみらい課保育係

生後2ヶ月からの乳児を受入れる事業で、現在全ての保育園で実施しています。今後も継続して実施していきます。

施策 No.1-3-5 多様な保育サービスの充実・障がい児保育事業

担当：こどもみらい課保育係

現在、全ての保育園に加配保育士を配置する等して、障がいを有する児童の受入体制を整え、積極的な受入を行っているところです。今後も継続してその体制を維持します。

施策 No.1-3-6 多様な保育サービスの充実・病児・病後児保育事業

担当：こどもみらい課保育係

病児保育(病気の子どもを看護師が看る)、病後児保育(回復期の子どもを看護師が看る)、体調不良児対応型(保育中に体調が悪くなった場合に、保護者が迎えにくるまで看護師が看る)の3区分のうち、本町では病後児保育(こばと保育園で実施)及び体調不良児対応型(にじいろ保育園・のびのび保育園・こばと保育園・空と大地保育園・陽だまり保育園で実施)を実施しています。今後も、これまでのサービスを継続して実施するとともに、病児保育施設の確保に努めます。

⇒量の見込みと確保の内容(数値目標) ※体調不良児対応型は除く

病児・病後児保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	89	87	85	83	81
	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	人日/年	89	87	85	83	81
	箇所数	3	3	3	3	3
②-①	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

施策 No.1-4 放課後児童対策

担当：こどもみらい課保育係

日中家庭に保護者がいない小学生の放課後について、放課後児童クラブ(学童クラブ)を実施します。現在、高根沢町では、6つの小学校区ごとに、全8か所の放課後児童クラブを設置、運営しており、今後も事業を継続実施いたします。

⇒量の見込みと確保の内容(数値目標)

放課後児童健全育成事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	340	328	327	314	306
	箇所数	8	8	8	8	8
②確保の内容	人日	340	328	327	314	306
	箇所数	8	8	8	8	8
②-①	人日	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

施策 No.1-5 幼稚園における子育て支援

担当：こどもみらい課保育係

町内の私立幼稚園（高根沢第二幼稚園・親和幼稚園）2園で預かり保育事業（時間外保育）を継続して実施します。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）～施策 No. 1-8-1 を参照

(3)地域における子育て支援サービスの充実〔基本施策 2〕

施策 No.1-6 子育て支援センター事業

担当：こどもみらい課保育係

現在、高根沢町では以下に示す3施設内に子育て支援センター(機能)を設置しています。これらの子育て支援センターでは、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の支援、健全育成事業、地域子育て資源の情報提供などを行い、地域と密着した事業を展開します。

子育て支援センター設置場所

1	児童館みんなのひろば	高根沢町大字宝積寺 1145-1
2	児童館きのこのもり	高根沢町大字石末 2247-2
3	子育て支援センターれんげそう (にじいろ保育園内)	高根沢町大字太田 625-3

⇒量の見込みと確保の内容(数値目標)

地域子育て支援拠点事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人回/年	6,556	6,573	6,472	6,353	6,225
	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	人回/年	6,556	6,573	6,472	6,353	6,225
	箇所数	3	3	3	3	3
②-①	人回/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

施策 No.1-7 子育て相談事業

担当：こどもみらい課保育係・こどもみらい課養育支援係・健康福祉課健康づくり係

子育て支援サービスや育児情報を取りまとめた情報誌の作成や、町ホームページを通じた情報発信を行います。また、保健センターで定期的に育児・栄養・心理相談を行うほか、子育て支援センター、保育園等で、安心して気軽に相談できる体制づくりと、対応する人材の資質向上を図ります。

施策 No.1-8-1 一時預かり事業・一時保育事業

担当：こどもみらい課保育係

保護者の様々な状況により一時的に家庭で保育ができない場合に、保育園や幼稚園で一時預かりを行う一時保育事業を実施します。にじいろ保育園、ひまわり保育園、こぼと保育園の3つの保育園で行うほか、高根沢第二幼稚園、親和幼稚園の2つの私立幼稚園でも行い、幼稚園児の長期休業期間中の預かり保育にも対応しています。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

一時預かり他		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	11,496	11,338	11,045	10,767	10,662
	箇所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	人日/年	11,496	11,338	11,045	10,767	10,662
	箇所数	5	5	5	5	5
②-①	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

施策 No.1-8-2 一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業

担当：こどもみらい課保育係

子育ての支援をしてほしい人（利用会員）と、手助けしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、互いに助け合いながら地域ぐるみで子育てを支援していく事業です。主に、一時預かりや教育・保育施設への送迎を行います。（現在、子育て支援センターれんげそう内で実施しています。）

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

ファミリー・サポート・センター事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	118	115	113	110	108
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日/年	118	115	113	110	108
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

(4)子育て支援のネットワークづくり〔基本施策 3〕

施策 No.1-9 子育て情報の発信

担当：こどもみらい課保育係

これまで、町内の子育て支援センター（施策 No. 1-6 を参照）に、子育て支援総合コーディネーターを配置し、住民の皆さまに対して、子育てや子育てについて積極的な情報提供を行ってきました。

今後は、子育て支援総合コーディネーター事業の後継事業である利用者支援事業（施策 No. 1-12 を参照）において情報提供を継続するとともに、町のホームページを活用した情報提供の拡充を検討しています。

施策 No.1-10 児童館の健全育成事業

担当：こどもみらい課保育係

町内に2館設置されている児童館では、地域の児童が自主的に参加できる遊びの場、安全に過ごすことのできる居場所を提供するとともに、児童の健全育成事業を通じて、地域における子育てへの協力体制の構築に努めてきました。

今後もそれを継続するとともに、児童館での遊びや学習を通じた子育てを通して、さらに事業内容を工夫することで、そこに中高生や大人（親）の参加も可能にし、地域のコミュニケーションが活発化するような地域育てを推進していきます。

施策 No.1-11 幼保小の連携

担当：こどもみらい課学校支援係・こどもみらい課保育係

町では、町幼保小中連携協議会を設置し、話し合いの場を持つことで、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を図り、長いスパンで子どもの成長、発達を考え、学びを支援してきました。

この連絡協議会については、さらに建設的な情報交換や具体的な課題解決に向けた話し合いができるように、積極的に検討していきます。

施策 No.1-12 利用者支援事業

担当：こどもみらい課保育係

利用者支援事業とは、子どもや保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ（学童クラブ）、児童館等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行なう事業として新制度において新たに法制化された事業です。

子どもや保護者が身近で継続的に利用できる施設での実施を推奨していることや子育て全般の相談及び関連機関とのネットワークにおいて中心的な役割も求められていることから、これまで実施してきた子育て支援総合コーディネーター事業を兼ね備えるものとして町内3か所の子育て支援センターに相談窓口を設置し、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番相応しいメニューを、确实かつ円滑に利用できるように相談に応じます。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

利用者支援		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	箇所数	3	3	3	3	3
②確保の内容	箇所数	3	3	3	3	3
②-①	箇所数	0	0	0	0	0

(5)地域の居場所づくり〔基本施策 4〕

施策 No.1-13 世代間交流

担当：こどもみらい課保育係

長い人生を生きてきた高齢者が有する豊富な経験は何ものにも変えがたい貴重なものです。それらの高齢者を含む地域社会の中で、多様な世代の人々がふれあい、語らうことは、子どものみならず、人々の成長にとって大きな意義を有することです。

町では、保育園・幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブ（学童クラブ）、児童館、フリースペース（ひよこの家）、民生児童委員などで、高齢者がボランティアとして特技や知識を伝えたり、教えたりする交流活動を通じて、地域の活性化を図ってきましたが、今後もそれらの活動を継続、発展させていきたいと考えています。

施策 No.1-14 地域の遊び場づくり

担当：こどもみらい課保育係

地域の遊び場として、本町では2つの児童館を設置していますが、その2か所で町内全域をカバーすることは不可能であり、利用者や利用頻度には、どうしても偏りが生じてしまいます。そこで、町では、特定非営利活動法人次世代たかねざわを中心として、地域の公民館などより身近なコミュニティ施設を利用した、「出前児童館」事業を実施してきました。この取り組みは、児童館で行っているサービスの提供に留まらず、地域の人々を巻き込みながら、子どものための新たな遊び場の創出を意識して実施しているものです。

今後は、これまでの活動を継続・拡大するとともに、自然とみんなが集まれる遊び場・居場所づくりを推進していきます。

(6)次世代の親の育成〔基本施策 5〕

施策 No.1-15 赤ちゃんふれあい事業

担当：こどもみらい課保育係

中高生はやがて親となる世代であり、赤ちゃんとのふれあいを通して、命の尊さや家庭の温もりの大切さを実感的に学ぶことは、貴重な体験となります。やがて、自らも結婚し、家庭をもつことを考えはじめる思春期の生徒に、このような機会を持ってもらうよう、特定非営利活動法人次世代たかねざわが中心となって、中学生を対象とした「命の授業」「赤ちゃんふれあい事業」を実施しています。

今後も、赤ちゃんを連れた母親が学校を訪問し、子育て真最中の親や赤ちゃんと交流することで、命の大切さ、親の暖かな想いを見つめなおす機会を提供していくとともに、次世代の「親育ち」を促していきます。

(7)学校等における教育環境の整備〔基本施策 6〕

施策 No.1-16 地域と学校との連携

担当：こどもみらい課学校教育係

学校は地域における教育の要ですが、豊かな人間性を持った子どもたちを育てていくためには、学校のみならず、広く多様な人々が暮らす社会における経験を積み重ねて学習していくことが大切です。

町では、子どもの豊かな心を育むため、学校での指導方法や体制を工夫するとともに、道徳教育の充実を図り、親子による体験学習等を実施してきました。

今後も、地域と学校の繋がりを密にし、地域の人材や様々な資源を学校へ取り込み、子どもの豊かな心を育むための学びの機会を充実させ、地域住民との協力体制を強化していきます。

施策 No.1-17 教育相談体制

担当：こどもみらい課養育支援係・こどもみらい課学校支援係

子どもが心身ともに健全に成長していくためには、日々の生活や学習の過程で生じる様々な出来事に対して、子ども自身が納得できる答えを導き出していくことが求められますが、そのためには時には身近な大人の助けが必要とされることがあります。

町では、教師、保健師、保育士のほか、こども相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などを配置し、子どもの成長を支える体制を整えています。

今後もそのような教育相談体制を維持するとともに、それに関わる支援者が連携して柔軟な対応がとれるようなネットワークの質を向上させていきます。

(8)家庭や地域の教育力の向上〔基本施策 7〕

施策 No.1-18 家庭教育学習の支援

担当：生涯学習課生涯学習係

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、生涯にわたる学習の基礎となる重要なものです。

高根沢町では、学習情報を提供し生涯学習機会を充実させるための相談体制を整えてきました。また「オピニオンリーダー」や、「親学習プログラム」の指導者を育成し、町民の学習機会の拡大に努めることで地域の教育力向上をはかる活動も実施してきました。

今後もこれらの活動を継続実施していくことで、家庭教育学習の下支えを行っていきます。

2 母子の健康の確保と増進【基本目標2】

(1)現状と課題

わが国の母子保健は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的としてスタートし、これまでの法制度の整備と体系化の過程において、その目的の達成には一定の成果を挙げているとみなすことができます。

しかし、近年では、少子化や核家族化の進行、地域連帯感の希薄化、共働き世帯の増加、さらには生活習慣や価値観の変化等を背景として、母親の育児不安や児童虐待、不妊など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。

高根沢町では、母親の心身の健康と乳幼児の健康増進を目的として、プレママ学級（母親学級）、訪問指導、乳幼児健診、各種健康診査等のサービスを充実させるとともに、核家族化や少子化の進行に伴って増大してきた育児不安や育児負担の解消につとめるべく、支援体制を整備してきました。

幸福な生活を送っていくためには、安全な出産を経て、母子ともに心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、その後の成長期を迎えることが大切です。

今後も、関係機関や地域が連携して、妊産婦や子育て中の保護者を見守り支える体制を強化するとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なケアを継続して行っていくことが求められています。

(2)子どもと母親の健康確保〔基本施策 8〕

施策 No.2-1 妊婦健康診査

担当：健康福祉課健康づくり係

町では、これまで妊婦に対して、母子健康手帳発行と同時に、妊婦一般健康診査受診票を発行し、健診費用の一部を公費で負担してきました。発行される受診票は14回分です。

今後も当該制度を継続実施し、妊婦の負担軽減をしていきます。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

妊婦健康診査		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	300	298	296	294	292
②確保の内容	人/年	300	298	296	294	292
②-①	人/年	0	0	0	0	0

施策 No.2-2 乳児家庭全戸訪問事業

担当：健康福祉課健康づくり係

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師、看護師、保育士及び子育て経験のある者による家庭訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握と、支援の必要な家庭に対しては、適切な助言及びサービス提供に結びつける事業を実施しています。

本事業は乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、母性及び乳児の健全な育成環境を確保することを目的しており、また、「産後うつ」の早期発見・対応の場として、今後も継続して実施します。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	270	268	266	264	262
②確保の内容	人/年	270	268	266	264	262
②-①	人/年	0	0	0	0	0

施策 No.2-3 乳幼児健診

担当：健康福祉課健康づくり係

町の保健センターでは、現在、疾病等の早期発見や成長・発達の評価、育児支援を目的とした乳幼児の各種健康診査を実施しています。また、未受診者への通知や家庭訪問など受診勧奨を徹底しているところです。

今後も、子どもの健やかな成長を見守るため、未受診者への受診勧奨を徹底し、高い受診率を維持していきます。

施策 No.2-4 養育支援訪問事業

担当：こどもみらい課養育支援係・健康福祉課健康づくり係

こども相談員を配置し、育児に関する支援を必要とする家庭を訪問し、育児不安を解消するためのお手伝いや、関係機関への繋ぎ役としての援助を行っています。

町では平成21年度から実施していますが、今後も継続して実施していきます。

⇒量の見込みと確保の内容（数値目標）

養育支援訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人/年	30	30	30	30	30
②確保の内容	人/年	30	30	30	30	30
②-①	人/年	0	0	0	0	0

施策 No.2-5 発達障がい児の支援

担当：健康福祉課健康づくり係

乳幼児健診や5歳児のびのび発達相談事業のなかで、未就園児や未就学児の保護者との面談・行動観察を行い、発達障がいを早期に発見し、適切な療育に繋げるための支援を行ってきました。

これらの支援については、引き続き継続し、子ども自身が健全な自己肯定感を抱くことができるような環境整備を進めます。また、育てにくさを感じる保護者に寄り添う支援を行うため、保護者及び関係機関の間に情報交換の場や相談の場を積極的に設けて行きます。

施策 No.2-6 思春期保健教育

担当：健康福祉課健康づくり係

思春期は、子どもが大人へと変化しながら成長する大切な時期であり、小学校高学年から中学生にかけては、第二次性徴の発現により、心身ともに大きな変化が生じることで、様々な悩みや不安を抱く時期です。

これに対して、学校教育では、個人生活における健康や安全に関する理解と、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成に重点を置き指導にあたってきました。

今後も、この時期の児童生徒が、男女ともに互いの性を尊重し、性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるような教育指導に重点を置いた取り組みを実施します。

(3)食育の推進〔基本施策 9〕

施策 No.2-7 学校等における食育

担当：こどもみらい課学校給食センター・こどもみらい課学校教育係・こどもみらい課保育係・産業課営農支援係

平成 20 年 3 月に策定された「高根沢町食育・地産地消推進行動計画」のもと、学校給食などを通じた各地域の生産者との交流や食指導を積極的に展開してきました。

食は生活の基本であり、食育の推進は、子どもの健やかな成長にとって有益な活動です。今後も、学校等における食育活動を推進するとともに、食育地産地消推進委員の活動も継続し、アレルギー食への対応も含めて、より一層の食育の普及につとめていきます。

施策 No.2-8 地域等における食育

担当：こどもみらい課学校給食センター・こどもみらい課学校教育係・こどもみらい課保育係・産業課営農支援係

食育とは、単に子どもたちに正しい食のあり方を啓発してだけでなく、食を中心に、地域の食生活や食文化を考えていく活動も含まれます。

これまで、特定非営利活動法人次世代たかねざわが中心となって検討していた地域の居場所づくりと連動して、食育推進委員との協力体制を模索しながら、地域の食育活動を推進してきましたが、今後はさらにその活動を推進していきます。

(4)不妊に対する支援〔基本施策 10〕

施策 No.2-9 不妊治療費助成

担当：こどもみらい課養育支援係・健康福祉課健康づくり係

栃木県では、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用の一部を助成する事業を実施していますが、平成 26 年度から国の制度改正に伴い、年齢に応じて助成回数等が変更になっています。町では、引き続き、年齢や所得に関わらず、医師による不妊治療を受けている夫婦を対象に、健康保険適用外の全ての不妊治療費に対する一部助成を行っていきます。

今後も補助事業を継続し、各種相談窓口とも連携を図り、制度の利用促進を図り、妊娠を望む夫婦の経済的負担を少しでも軽減していきます。

3 子育てしやすい生活環境や職場環境の整備【基本目標3】

(1)現状と課題

子育ては、家庭や教育・保育施設のみで完結するものではなく、子どもを取り巻く自然や社会の環境すべてが関係するものです。

ここに掲げる「子育てしやすい生活環境や職場環境の整備」という基本目標では、公共空間のインフラ整備や防犯体制の整備による生活環境の向上と、保護者の就労環境の改善を求めるワークライフバランスの実現や、子育てへの男女共同参画を迫及していきます。

生活環境の整備については、様々なまちづくりと関連する施策であり、国でも古くから様々な政策が行われてきました。高根沢町では、妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出できる環境を整え、できるだけ事故や犯罪の少ない安全な子育て環境を獲得する努力を継続していきたいと考えています。

一方、ワークライフバランスや男女共同参画社会の迫及は比較的新しい政策テーマです。「男女共同参画社会基本法」が施行されたのは1999年（平成11年）のことであり、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」が策定されたのは2007年（平成19年）のことです。したがって、これらの政策テーマに関する社会意識は未だ成熟しておらず、多くの人々に根づいたものとはなっていません。

高根沢町では、父親の育児参加を推進していくとともに、母親の社会進出と子育ての両立を目指し、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように、人々の就労意識を変え、就労環境を改善していくよう、町内の企業や周辺の産業社会への働きかけを強めていきます。

これらの問題は、地方自治体のみで簡単に解決できる問題ではありませんが、より良い環境を求める努力を継続していく必要があります。

(2)子育てにやさしい居住環境の整備〔基本施策 11〕

施策 No.3-1 防犯灯の整備

担当：地域安全課地域安全係

住民が治安上の危険や不安を感じることがない町とするためには、治安維持に欠かせない地元警察と住民との連携を強化していく必要があります。高根沢町では、交通事故や犯罪等を抑止するため、各地域の自治会と協議しながら、防犯灯や街路灯の整備を進めてきました。

今後とも必要だと考えられる場所に、できるだけ防犯灯や街路灯などの設置を進め、防犯や交通安全の確保をしていきます。

施策 No.3-2 歩道の安全確保

担当：都市整備課建設係・地域安全課地域安全係

自動車を中心とする現在の交通体系の中で、子どもや地域住民が安心して道を歩くためには、歩道の確保が不可欠ですが、歩道整備の要望は多く、財政的事情もあって、住民すべてが満足できる歩道の確保には至っていません。

町としては、市街地をコミュニティゾーンと指定し、車両の速度規制、交差点や路側帯にカラー舗装を施す等の工夫をするとともに、段差の解消や交差点の改良などにより安全性の向上を図ってきました。

今後とも、順次、歩道の確保等の道路整備は行っていますが、コミュニティゾーンによる安全確保策等も充実したものとします。

(3)安心して外出できる環境の整備〔基本施策 12〕

施策 No.3-3 施設バリアフリー化

担当：健康福祉課障害者係・都市整備課管理用地係・生涯学習課施設管理係

これまで、妊婦や子どもを連れた家族などに向け、町有施設のバリアフリー化を積極的に推進してきました。

したがって、町有施設のバリアフリー化については、ひととおり完了した状況にありますが、今後は利用者の声をきき、改良していきます。

(4)子どもの安全確保〔基本施策 13〕

施策 No.3-4 交通安全対策

担当：地域安全課地域安全係

現在、町では、さくら警察署や各地区自治会などの協力のもと、保育園、幼稚園、小・中学校で交通安全教室を積極的に実施しています。また、町交通安全対策協議会の各支部による啓発活動を実施しています。

今後ともこれらの活動を継続実施し、交通事故のない町づくりを支えていきます。

施策 No.3-5 通学路の安全確保

担当：地域安全課地域安全係・都市整備課建設係・こどもみらい課学校教育係

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に高根沢町立小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議をした上で対策を行ってきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「高根沢町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全を図っていきます。

施策 No.3-6 自主防犯活動

担当：こどもみらい課学校教育係・地域安全課地域安全係

子どもを犯罪被害から守るため、警察と行政機関が連携し、子どもが被害者となる事案等の情報をメール配信等の手段で共有しながら、適切な注意喚起や青色灯防犯パトロールを行ってきました。また、町の自主防犯団体協議会のほか、各小学校区へのスクールガードの整備や、防犯ステッカーを貼った車によるパトロールの実施等により地域の子どもの安全を守る予防活動を引き続き推進します。

施策 No.3-7 子どもの防犯・防災意識

担当：こどもみらい課学校教育係・地域安全課地域安全係

町では、地域、学校等において、子どもを対象とした防犯教室等を開催し、路上犯罪等への対応方法、「子ども 110 番の家」利用や防犯機器の活用方法などの防犯指導を強化してきました。また、児童生徒全員に防犯ブザーを配布し、登下校時の安全対策としています。これらの活動については引き続き継続し、子ども自らが、安全を意識した対策行動がとれるような学びの場を生み出していきます。また、学校、保育園等で実施する避難訓練を通じて、有事の際に冷静かつ迅速に安全が確保できるよう、子どもたちに対し防災知識の普及及び意識啓発を行います。

(5)仕事と子育ての両立の促進〔基本施策 14〕

施策 No.3-8 「家庭の日」啓発

担当：こどもみらい課養育支援係・こどもみらい課学校教育係

女性の就業が進み、保育ニーズが増大するなか、親子がふれあえる時間は確実に減少しています。これまで特定非営利活動法人次世代たかねざわが中心となり、町全体で「家庭の日（第 3 日曜日）」の周知を実施し、啓発ポスターの募集・掲示等の活動を行ってきました。また、食育推進事業と連携し、小学 5・6 年生・中学 1 年生を対象に「お弁当の日」を実施し、親子でふれあえる事業を開始したところです。今後も「家庭の日」啓発活動を継続し、家庭での親子のふれあい事業を拡大していきます。

きびしい社会経済情勢のなかではありますが、町では今後もこの活動を継続します。

施策 No.3-9 父親の育児参加

担当：こどもみらい課養育支援係・健康福祉課健康づくり係

「イクメン（育児をする男性）」という言葉が流行語になったように、父親の育児参加は徐々に広がりを見せていますが、働く母親の育児負担や不安も根強いものがあるようです。

町では、保健センターの母親学級・両親学級や、児童館の父子限定事業などにより、父親の育児参加の重要性を発信するとともに、父親が子育ての魅力や楽しさを実感できるような体験事業を積極的に実施してきました。

父親の育児参加は、各自の意識改革が必要なものなので、一朝一夕に変わるものでもありません。今後も継続的に活動を行っていきます。

施策 No.3-10 企業への働きかけ

担当：こどもみらい課養育支援係・産業課商工観光係

仕事と家庭の両立をめぐる現状としては、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にあり、男性の育児休業取得・育児への関わりは低調傾向にあります。

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

町内の現状としては、これまで、仕事と子育ての両立が実現できる環境にあるか、町内企業への啓発も含めた意識調査を実施してきましたが、町内企業の大多数は中小規模の企業であり、社内制度自体が整っていないと見受けられる企業が少なくない結果となっています。

今後も希望する方すべてが子育てしながら安心して働くことができる社会の実現にむけ、より実効性のある企業への働きかけをしていきます。

4 援護を必要とする子どもと子育て家庭への支援【基本目標4】

(1)現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたのは2000年（平成12年）のことですが、雇用の不安定化、あるいは核家族化や少子高齢化が進行する中で、子どもが被害者となる事件の報道はその後絶え間なく、母親や父親が自らの幼子に手をかけるといった陰惨な事件も起こっています。特に、乳幼児期の子どもの心の健康は、一番身近な親の心の状態と密接な関係にあり、親子ともども心の健康に配慮した支援が必要です。

また、これまで「制度の狭間」に置かれていた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するということで2013年（平成25年）に「生活困窮者自立支援法」が制定され、2015年（平成27年）4月の施行に向けて支援体制の構築が求められていますが、高根沢町の子育て世帯においては、ひとり親家庭が増加する傾向にあり、ひとり親家庭への経済的・精神的な支援が必要です。

平成25年度に実施したアンケート調査では、高根沢町の子育て支援の重要度と満足度に関する回答結果を並べてみた時、最も重要度が高いとされたのは「子どもの安全」ですが、その一方、「子どもの安全」に対する満足度は「とても満足」と「やや満足」とを合わせても50.3%と、他の項目の満足度を大きく下回り、ようやく半数を超えた程度に留まっています。この点は、今後、「子どもの安全」の確保を重点的な課題とすべきだという示唆を含んだ結果となっています。

また、自由回答では、保健センターのサービスへの期待や改善要求、医療費、予防接種費用等に関する経済的支援を求める声が広くみられました。

(2)児童虐待防止対策と支援〔基本施策 15〕

施策 No.4-1 要保護児童対策地域協議会

担当：こどもみらい課養育支援係・こどもみらい課学校支援係・健康福祉課健康づくり係・健康福祉課障害者係

児童虐待への対応は、介入、支援する関係機関の情報共有と、迅速かつ的確な判断に基づく行動が重要です。町では、平成19年の法改正により、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待への介入、支援を行ってきました。

今後とも、児童虐待防止の広報・啓発活動を進めるとともに、関係機関向けの研修会を実施することにより職員個々の理解と判断力を向上させ、迅速かつ的確な介入措置が取れるよう組織としての実効性を向上させるとともに、未然防止につながる具体的な取り組みを検討し、発信していきます。

施策 No.4-2 家庭支援機能の強化

担当：こどもみらい課養育支援係・こどもみらい課学校支援係

これまででも、虐待ケースの対応のほか、養育支援が必要な家庭に対して、こども相談員が関係機関の保健師や保育士、民生児童委員などと連携しながら、家庭訪問や面談などによる支援等を行っています。

また、乳幼児健診や個別相談、「乳児家庭全戸訪問事業」等も乳幼児虐待の予防措置として活用しているところです。

今後もこれらの活動を継続実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、虐待対応後の養育支援や家族関係の再生を目的とした保護者へのカウンセリングや、子どもをケアするためのセラピー等の支援活動の実施に努めていきます。

施策 No.4-3 子どもの権利擁護

担当：こどもみらい課養育支援係・健康福祉課障害者係

子どもにも大人と同じく一人の人間として人権があります。そして、子どもは大人よりも人権が侵害されやすい存在です。「しつけだから」という理由で、親などが子どもに暴力をふるう、児童虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼす人権侵害ばかりでなく、次世代に及ぶ「虐待の連鎖」を生む原因とも言われています。

町では、特定非営利活動法人次世代たかねざわが中心となり、民生児童委員の協力のもと、子どもの人権意識を啓発するためのワークショップの実施や、児童虐待防止を訴えるオレンジリボンキャンペーンを通じて、子どもの権利擁護に対する意識啓発を推進し、子どもは守られるべき存在であることを発信していきます。

(3)障がい児と家族への支援〔基本施策 16〕

施策 No.4-4 児童デイサービス

担当：こどもみらい課保育係・健康福祉課障害者係

心身に障がいのある児童にとっても、身近な他の子どもたちと遊びながら人間関係を学ぶことは大切な成長への足がかりとなります。

これまで、児童館きのこのもり内で、障がい児養育支援事業として就学児デイサービス（学齢障がい児の学童保育）を実施してきました。またすべての放課後児童クラブ（学童保育）で障がい児の受入を行います。

今後も現在の受け入れ体制を維持するとともに、ケアの質を上げていくため、各種関係機関との連携を図り、放課後児童クラブの指導員にあっては研修を行うとともに加配指導員が必要な場合はその確保に努めます。

施策 No.4-5 学校等における支援

担当：こどもみらい課学校支援係

各校の特別支援教育コーディネーター（教員）が中心となり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、児童生徒に対する校内全体の支援体制を整備していきます。

施策 No.4-6 相談体制

担当：こどもみらい課養育支援係・こどもみらい課学校教育係・健康福祉課障害者係

保健師による乳幼児健康診査時の療育相談、障がい児者生活支援センター「すまいる」の相談支援専門員による障がい者地域生活相談の実施等により、心身に障がいのある子どもを持つ保護者が、身近に相談できる場所を提供します。

また、相談後の適切な療育につなぐことができるように、相談、指導、支援に関わる職員の技術向上と、関係機関の協力体制の強化をします。

(4)ひとり親家庭の自立支援〔基本施策 17〕

施策 No.4-7 就労支援

担当：こどもみらい課養育支援係

ひとり親家庭（母子家庭や父子家庭、寡婦）の方の自立促進や生活の安定を図るため、県関係機関で実施する各種就労支援サービスや生活・育児等各種相談、資格・技術を獲得するための講習会等の周知や窓口の紹介を行い、就労支援を推進します。

施策 No.4-8 経済的支援

担当：こどもみらい課養育支援係

ひとり親家庭を対象に、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、児童扶養手当や遺児手当の支給、ひとり親家庭に対する医療費助成、福祉資金の貸付等の経済的支援を行っています。今後ともひとり親家庭に対する支援制度の周知徹底及び相談機能の充実につとめます。

施策 No.4-9 生活支援

担当：こどもみらい課養育支援係・こどもみらい課保育係・都市整備課管理用地係

町営住宅・県営住宅への優先入居、保育園への優先的入園等を実施することで、ひとり親家庭の生活支援を推進します。また、県関係機関で実施する日常生活支援事業（「家庭生活支援員」を派遣し日常生活のお手伝いをする事業）を紹介することで、ひとり親家庭の方が病気や就職活動などにより一時的に家事・育児等が困難な場合の支援を行います。

(5)子育て家庭への経済的支援〔基本施策 18〕

施策 No.4-10 こども医療費助成

担当：こどもみらい課養育支援係

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健全な成長を図ることを目的として、中学校3年生までの子どもを対象に、健康保険が適用になる医療費の自己負担分について町が助成を行っています。今後も、子育て支援施策全体の優先度と財政計画とのバランスを熟慮しながら、事業継続に努めていきます。

施策 No.4-11 保育料の経済的支援

担当：こどもみらい課保育係

子どもが2人以上入園している場合や、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)世帯、第3子が3歳未満で入園している場合等に保育園の保育料を減免するほか、みなし寡婦(夫)（未婚のひとり親）世帯については寡婦控除を受けたものとみなし保育料算定を行います。また、幼稚園においても、就園奨励費補助金事業を実施することで経済的支援を推進します。

施策 No.4-12 就学費用の経済的支援

担当：こどもみらい課学校教育係

小中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、経済的な理由で就学させることが困難と認められた場合に、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施します。

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、庁内一丸となって、高根沢町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を町民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等で情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても町民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、高根沢町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

このような推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

